

第30回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成27年6月10日（水曜日） 午後1時30分から4時25分まで

第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、石川百合子、大原義盛、久保明彦、小林明音、澤健次、杉江貞昭、田中真澄、土屋義信、土居好江、富田美香、中村桂子、長山剛久、真下仁志、元橋篤信（座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市 向井祐輔（建設局建設企画部建設企画課企画調整係長）

福井弘（環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課長）

京都府 川嶋淳一（京都土木事務所長）

【事務局（京都府）】

徳元真一（建設交通部理事）、北野俊博（建設交通部河川課鴨川条例担当課長）、

壺内賢一（建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）ほか

【一般傍聴 1名】

【報道機関 4社】

第4 内容

[午後 1時30分 開会]

1 開会

○徳元（京都府建設交通部理事）

それでは、定刻になりましたので、これより第30回鴨川府民会議を始めさせていただきます。

本日は、皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます

います。

本日の進行役を務めさせていただきます京都府建設交通部の徳元でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って進めさせていただきます。失礼します。

初めに、賀茂川漁業協同組合からこれまでメンバーでご参加いただいております竹門康弘様から、今回より後任といたしまして賀茂川漁業協同組合代表理事組合長の澤健次様にメンバーとしてご参加いただくことになりましたので、ご紹介させていただきます。

○澤

初めまして、鴨川漁業組合の代表理事を務めさせてもらってる澤健次といたします。よろしくお願ひします。

○徳元（京都府建設交通部理事）

なお、本日は、飯塚隆藤委員、小牧直人委員、坂口圭豊委員、高田敏司委員、新川達郎委員、西野由紀委員、前田知美委員が欠席でございます。

次に、本日出席の行政メンバーを紹介いたします。京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課課長の福井弘様、京都市建設局建設企画部建設企画課調整係長の向井祐輔様、それと京都府京都土木事務所長の川嶋淳一でございます。

続いて、京都府側の出席者でございますが、私、建設交通部の徳元でございます。そのほか関係の職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日は、資料といたしまして、次第、出席者名簿、裏面が配席図になっております。それから、右上に番号を振ってございますが、資料1から資料5までをご用意しております。なお、右上に「回収用」とついております新聞記事につきましては、著作権の関係等により非公開とさせていただきます。会議後、回収をさせていただきますのでご了承ください。

資料の不足等ございますでしょうか。万一不足等ございましたら、会議の途中でも結構でございますので、お申し出いただければと思います。よろしくお願いいたします。

なお、今回も資料を事前に送付できませんでしたことを、この場をお借りいたしましておわびを申し上げます。

それでは、金田先生から会議を進めていただきたいと思います。金田先生、よろしくお願いいたします。

2 議 事

○金田座長

それでは、早速始めさせていただきたいと思います、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事は、そこに書いてありますように、5件準備していただいております。その中の幾つかにつきましては報告事項にかかわることもあるんですが、新しく始まる工事についてということもございます。それから、この鴨川府民会議は開始以来30回ほど、あんまり大きな変更なしに個別いろんなことについてご議論いただいていたんですけども、ぼちぼち一度考え直さないといけないんじゃないかという時期にも達しておりますので、そのことについてもちよっとご提案を申し上げたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、先般私もお指摘をいただいて気がついて、毎回議事録を送っていただいて一応目は通してるんですけども、そのときにやっぱり改めてと思って見たら、せっかく公募などでご出席いただいておりますながらご発言いただいている方があるなあということに気がつきました。いろんなご意見をいただくためにご出席いただいているということでもございますし、どうかできるだけたくさんの方のご意見を承りたいと思いますので、こういう言い方をしたら失礼ですけど、特に今まであんまりご発言のなかった方はぜひ積極的にご発言をお願いしたいと、改めてお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(1) 鴨川上流における環境保全対策について

○金田座長

それでは、早速議事に入ります。

議事の1番目、「鴨川上流における環境保全対策について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

鴨川条例担当課長の北野と申します。よろしくお願いいたします。失礼して、着席して説明させていただきます。

それでは、右上に「資料-1」と記載しております資料をお手元にご準備ください。

議事の(1)、鴨川上流における環境保全対策について説明させていただきますが、下のページ、番号1の図をごらんください。そこで左上の白い四角の中に記載しておりますとおり、①から③の3点について報告させていただきます。

1点目は、①京都府が行った重機による廃棄物撤去工事についてです。河川内の工事

期間は3月25日から4月30日まで実施いたしました。2点目は、②第2回鴨川源流域 河床清掃についてです。鴨川を美しくする会主催で5月16日にボランティア32人により行われました。3点目は、③鴨川源流域合同パトロールについてです。鴨川府民会議主催によりまして、5月16日、主に行政関係者20人で行いました。

実施場所ですが、まず①の京都府が行った重機による廃棄物撤去工事につきましては、地図の右側の真ん中より少し下の白い四角の中に記載しておりますとおり、計画では工区延長が880m、処分量350m³でしたが、実績は施工延長500m、処分量280m³でした。工事の実施場所は、この白い四角のボックスから下に、青い実線矢印の先に青い実線丸で表示した箇所から河床に進入し、計画では、同じく白い四角のボックスの下の左側から点線矢印の先の点線の丸のところまで川に沿って行う予定でしたが、実績はその少し右側の実線矢印の先の丸までとなりました。

②、鴨川を美しくする会主催の河床清掃の場所は、地図の右下の、少し小さい四角でございますが、白いボックス内に「②河床清掃 実施場所」と記載されている下の赤い実線矢印の先にある赤い丸から河床に入り、川に沿って少し左にある青字で「山幸橋」と表示されているところまでです。ここの赤丸の場所は、鴨川府民会議の皆様が昨年9月3日現地調査をいただいた箇所です。メンバーの杉江様が所属される鴨川を美しくする会におかれましては、昨年の12月7日の第1回の河床清掃に続き、今回もボランティアによる手作業の河床清掃を行っていただき、まことにありがとうございました。今回の一連の鴨川を美しくする会の活動に対しまして、この場をお借りしまして厚く感謝いたしますとともに、深く敬意を表したいと思います。また、鴨川府民会議の皆様にも、府民会議としては、1回目に引き続き協力団体としてご参加いただき、皆様のおかげをもちまして府民の理解を得ながら行うことができました。大変ありがとうございます。

③、合同パトロールの実施場所につきましては、地図の右上のほうに参りまして、右上の少し小さ目の白い四角の、左から赤の実線矢印の先の赤丸、そこが出発箇所でございます。下に向かって川の右側にあります、曲線で表示した川沿いの道を通って地図の下の「③合同パトロール 到着箇所」まで、約2kmなんですけれども、徒歩でパトロールいたしました。

今回、金田座長、鴨川を美しくする会所属の杉江様のほかに、京都市さんからは本日もご出席いただいている環境政策局の福井廃棄物指導課長ほか、まち美化推進課の中村担当課長、建設局の石塚河川整備課長、北区役所からは室谷まちづくり推進課長の4人の

幹部の方にご出席いただき、後からごらんいただきますけども、下鴨署からは竹内警部補がパトカーを従えて出動いただくというふうなことで、京都府からは川嶋京都土木事務所長が出席しております。金田先生も含めてこれらの方々、一応2km徒歩により行いました。皆さん、本当にありがとうございました。また、お疲れさまでした。

それでは、まず、①の京都府が行った重機による廃棄物撤去工事について資料による補足説明をいたします前に、若干お時間をいただきまして、作業の様子をビデオでごらんいただきます。そのまましばらくお待ちください。

[ビデオを使つての説明]

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

これ、ほとんど最終段階に入りまして、3月25日から河床に入ったんですけれども、これは4月23日の映像でございます、撤去作業の様子を映しております。真ん中のほうに今重機でつかまえているのが、うちの資料にもよく載せていただいている古タイヤと車の一部の廃棄物で、それを川の中で細かく砕いて持っていくということで。小割りにして持っていかななくてはいけないようになりましたので、今一生懸命砕いているというところを見ていただいております。

続きまして、最終的に川の中だけではどうしようもないということで、搬出する際に道の一部規制して、河床進入路からではなく、道路から廃棄物をつり上げて搬出する様子です。これは4月30日、河床作業の一番最後の日に行った映像でございます。この際にも急につり上げるというふうなことが決まったわけですけれども、地元の自治会のほうに、交通規制の関係もありますので、説明にお伺いしたところ、すぐに自治会の方の回覧板を利用して交通規制があるということをお知らせいただきました。今回も地元自治会の方に非常にご協力いただいております。

最後に、先ほどご紹介した5月16日ですね。歩いて合同パトロールをいたしました。これが5月16日なんですけど、一番上のほうまでみんなで車で行きまして、そこから20人ぐらいで歩いて川を、先ほどのところから削ったということで。

以上が、雰囲気を理解していただくということでビデオを見ていただきました。

○金田座長

説明は以上でよろしいですか。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

いや、まだです。すいません。

それでは、1枚めくっていただきまして、資料-1の2ページをごらんください。タイトルは「鴨川上流域における環境保全対策について」となっておりますが、1点目の「①京都府が行った重機による廃棄物撤去工事」について補足説明をいたします。

まず実施状況でございますが、河川内の工事は、先ほど申し上げたとおり27年3月25日から4月30日までで終了いたしました。ただ、残念なことに、当初は880mを行う予定でしたが、先ほど見ていただいたように、コンクリートなどを河川内で小さく砕く作業などが必要となり、処分単価が高くなったために500m実施でとどまりました。経費は1,290万円でした。

今後の予定ですが、現在、河床進入路付近の後片づけを行っており、出水期前の6月14日には工事を完了する予定です。

撤去の様子の写真は、4月下旬に、山幸橋から上流のタイヤや鉄パイプが散乱していた廃棄物を撤去しているところです。

予定工事の期間は7月15日まででしたけども、鴨川府民会議の皆様のご理解や地元住民の方のご協力、そして今回からメンバーとしてご出席いただいている澤様が所属されている賀茂川漁業協同組合のご理解もあり、予定より1カ月早く工事を完了する予定です。ありがとうございました。

今回は河床進入路の土地所有者がお一人でありまして、しかも非常にご理解のある方で、1回の説明でご快諾をいただきましたが、この辺は相続でしか登記が動かない10数名の共有の土地も多く、今後追加工事を行う場合には、仮に予算が確保されていても、地元住民の方の理解がないとなかなかできないという可能性が十分あります。

それでは、資料-1の3ページをごらんください。

これは皆様に昨年調査いただいたところから少し上流の山幸橋付近の様子で、上が施工前、下が施工後です。別途配布しております回収用の新聞記事のところにもこれと同じ写真が載っております。

それでは、資料-1の4ページをごらんください。第2回鴨川源流域河床清掃実施結果です。

主催は鴨川を美しくする会。協力団体として、鴨川府民会議を初め、京都府、京都市、京都府警。実施日は5月16日の午後2時から4時30分までと。清掃区域は山幸橋から下流の河床進入路まで。参加団体は、団体を限定して、ダイビングスクール ブルーピーターを中心に河川内の清掃になれている方32名のボランティアで、京都府が重機で撤去

した後なんですけれども、重機では取れないビニールのごみなどの廃棄物を取っていただきました。非常に危険の伴う作業でしたが、無事に完了され、鴨川を美しくする会のご協力に改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、資料－１の５ページをごらんください。当日の河床清掃の活動状況でございます。

それでは、資料－１の６ページをごらんください。

鴨川府民会議主催の鴨川源流域合同パトロールの実施結果。まず目的は、そこに書いてありますとおり、「鴨川環境保全区域において、鴨川の清流と地域の安心・安全を守り、生活環境を保全するため、鴨川府民会議が、京都府・京都府警・京都市・鴨川を美しくする会と連携して、不法投棄等のリスクが高く、看板等の設置が望ましい場所を調査し、行政間で情報を共有するとともに、地域住民等にも情報を提供するため、合同で調査を行った。」と。２番の主催は鴨川府民会議。３番、実施日は５月１６日の２時から３時３０分ということで、鴨川を美しくする会主催の先ほどの第２回の河床清掃と並行して行いました。５番の調査区域や６番の主な参加者は先ほどの説明のとおりです。８番の合同パトロールの実施方法ですが、関電の洛北発電所に集合して、２km上流の中津川堰堤というところまで公用車で移動して、中津川堰堤から山幸橋まで徒歩により調査と。不法投棄のリスクが高く、看板等の設置が望ましい場所を調査しました。

それでは、資料－１の７ページをごらんください。合同パトロール当日の活動状況でございます。右下の写真で金田先生がご挨拶をされておられます。

それでは、資料－１の８ページ、A3になりますけれども、ごらんください。右上のとおり、看板を調査した結果のまずは看板の設置状況でございます。図面の右側が上流で、左側が下流でございます。調査は図面の右上の①から④で、赤い矢印で表示しておりますところから徒歩で出発して、左側に向かって歩いていったということでございます。看板を設置しているところは、ごらんいただいた出発点の関西電力の取水口付近の①から④の地点です。この地点は見晴らしもよく、不法投棄は余り見られず、駐車スペースも数台確保できる空き地があるというところですが、真ん中左のほうの⑤から⑧までの看板が設置されているところは、道路からダンプカーで下の民地に向かってごみがまき散らされているのではないかとと思われるほど、電気製品とか家具とか古タイヤなどのごみが散乱しておりまして、その場所に看板が設置されておりました。

看板の設置は、写真上段のほうにあります①②③④の４枚と写真下段の一番左の⑧、

これについては北区不法投棄防止協議会が中心となって設置されておりました。この北区不法投棄防止協議会は、地元の6つの自治会と北警察署、京都市の北部まち美化事務所、京都市の北部土木事務所、あと北区役所さんが中心となりまして、平成18年に不法投棄防止を目的として設置されたものなんですけれども、現在は主に不法投棄防止の啓発合同パトロールを実施されている団体です。

引き続きまして、資料-1の9ページのA3をごらんください。

場所は先ほどの8ページと同じ場所ですが、今度はネット・フェンスの設置状況を調査した結果です。赤い実線と矢印で右から①で67m、②5m、③200m、④82mと表示しているところは、調査時点ではネットやフェンスは設置しておりませんが、既にごみが投棄されたりして、設置したほうが望ましいのではないかと判断される箇所です。写真は、上段に①から④まで掲載しております。合計で354mありました。一方、青い実線と矢印で「A フェンス」「B ネット」「C フェンス」「D ネット」「E ネット」と表示している箇所は、既にネット・フェンスが設置されているものです。写真は下段にAからEまで掲載しております。

それでは、裏面の資料-1の10ページをごらんください。

この地図は、先ほどの9ページの地図の続きで、下流の状況です。同じように、右が上流側で左が下流側です。一番左下の⑧の104mと書いてあるあたりは、昨年12月に鴨川を美しくする会主催でボランティア114名による河床清掃を行っていただいた後、京都府がこの4月30日までに重機により廃棄物を撤去した箇所あたりです。先ほどと同じように、赤い実線と矢印で表示されている⑤の128m、⑥の147m、⑦の164m、⑧の104mと表示されている箇所は、調査時点ではネットやフェンスは設置されていませんでしたが、設置したほうが望ましいのではないかと判断される箇所です。写真は上段に⑤から⑦まで、左下に⑧の上流側と下流側の掲載をしております。合計で543mありました。また、青い実線と矢印で「F ネット」「G フェンス」と表示されている箇所は、既にネット・フェンスが設置されているものです。

ネット・フェンスの設置状況について、設置者は現在調査中ですが、現在のところ行政が設置したものはなく、地元自治会や土地所有者等が設置したものと推測されます。

また、ネットやフェンスは設置されていませんでしたが、既にごみが投棄されていて設置したほうが望ましいのではないかと判断される箇所の総延長は全部で897mありました。

資料の説明は以上ですが、今後道路から投棄されたごみの処理をどうするかとか、また再発防止のために、まずはネット・フェンスの設置という案を提示させていただきましたが、地元自治会、京都府、それと京都市などで、どのような役割分担でやるのか、また誰が経費を負担するのか、あと景観上問題ないのかなど、これからまだ詰めていくことがたくさんあると思います。

京都府といたしましては、今回のように鴨川府民会議のメンバーの皆様や京都市、京都府警、地元の土地所有者の方のご協力が得られたことによりまして廃棄物撤去工事が円滑に実施できたと。こういったことを契機といたしまして、オール京都で鴨川上流域の環境保全問題に取り組んでいきたいと思っています。

京都市さんや京都府警さんとの連携はもちろんですが、行政だけではどうしても限界がございます。今後、京都府が追加工事を実施するに当たりましても予算を確保する努力は当然いたしますが、仮に予算が確保されても、先ほどもご説明したように、府民会議の皆様、地元自治会や土地所有者・使用者の皆様、あと賀茂川漁業協同組合の皆様など、関係者のご協力とご理解なしには事業を実施することはできないと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

まずは、鴨川上流域の清掃、それから大型のものについて重機で撤去していただくというのは府のほうで中心になってやっていたいでいるわけですが、これらにつきましては、賀茂川漁業協同組合とも密接に連絡をとって日程調整などをして実施させていただいたというふうに思っておりますが、もし何か問題などございましたら。澤代表理事、何かございませんでしょうか。

○澤

すいません。また改めて自己紹介します。賀茂川漁業協同組合の代表理事を務めさせてもらっています澤健次でございます。よろしく申し上げます。ちょっと着席して話をさせてもらいます。

今回のこの工事の件もそうなんですけど、多分ここに集まっておられる方の大半が、まず漁業組合とはどういうもんやというのを余り理解していただけてないことが多いと思うので、漁業組合というものの紹介だけさせてもらおうと思います。すいませんけど、ちょっと聞いてください。

漁業組合とは水産漁業協同組合法に基づいて漁業者により組織された法人であり、定めた区間の水産動植物を採捕することができます。この漁業権を行使するためには、漁業法によって対象魚種の増殖義務が課せられています。増殖のための費用は、組合員の負担金や遊漁者から徴収する遊漁料などで賄われます。漁業組合員は、漁場の見回りや保全活動をすることによって川の汚染や開発による環境の劣化の監視を行うなど、川の守り手になってきました。また、水産動植物を保護するために捕獲の規制も行っています。賀茂川漁協はさらに各種魚種の産卵場を造成する事業や、以前僕のかわりに、僕のかわりというか、以前うちの理事として出てもらっていた竹門先生が代表を務める京の川の恵みを活かす会の一員として鴨川の堰堤に魚道を設置して、天然アユなどの遡上を助ける事業を通じて天然資源の保全に貢献しています。

うちだけに限らず、これがざっと簡単にまとめた漁業組合というものの活動の一環と想像してもらったらいいと思います。

それと、先月の5月30日に京都新聞に出していただいた資料をもとに、僕の簡単な自己紹介として使わせてもらいます。ちょっと読みますので、回収資料の「鴨川に漁場作ろう」、これの一番上の列の最後のほう、「同漁協は」というところからちょっと読ませてもらいます。

「同漁協は5年前、組合の解散直前に追い込まれたことがある。釣り人からの遊漁料収入が落ち込み、河川工事の際の補償金なども減って経営が行き詰まった。解散を危ぶんだ行政や学識経験者らが支援に乗りだし、2013年、まだ38歳の澤さんを組合長に選出する異例の人事で改革に乗り出した。北区で釣具店を営んでいた家に生まれた澤さんは、子どもの頃から川が遊び場だった。『魚が見えるとうれしい。できるなら釣ってほしくない』と組合長らしからぬことを言うほどの魚好き。その熱意が買われた。各漁協には漁業法で魚の増殖義務が課せられている。大半の漁協は稚魚や成魚を業者から買って川に放すことでその義務を果たしている。だが澤さんは『漁協がやらねばならないのは、放流ではなくて川の能力の回復だ。虫や植物も含め、川の自然が豊かにならないと魚は増えない』と言い切る。」。すいません、ここまで自己紹介とさせていただきます。ありがとうございます。

それで、きょう初めて寄せてもらったんで、僕、ちょっと何年前かわからないんですけど、数年前に以前の三谷代表理事のときにここに一回傍聴に来させてもらって、こういうすばらしい会議があるなら一度ぜひ僕もこういうところで発言する機会が欲しいな

とは思ってたんですけれども、まさかこんな早くに代表理事になって僕がここで発言するとは思いませんでした。僕はこんな感じでやっていますので、またよろしく願います。今日は呼んでいただいてありがとうございました。

○金田座長

どうもありがとうございました。

問題があったかどうかということも含めて、杉江さんのほうから何かございますか、上流域の清掃の関連につきまして。

○杉江

昨年12月7日に第1回の河床清掃をさせていただき、大量のごみが回収でき、けが人もなく無事終わったわけです。引き続き、マンパワーで回収できなかった部分ということで5月16日にやらせていただきました。まずまず清掃活動はできたわけですが、ただ、パトロールしたエリアの中で、特に第1回の清掃活動をしたエリアの中でもう既にごみをほかされております。ですから、一刻も早くネット・フェンスとか、何か防護策を講じていきたいと思っておりますし、なおかつ、パトロールした結果、かなりの量が落ちております。先ほどいろいろと話が出ておりましたけども、ほんまに今後どうするかということが大テーマやと思います。少なくとも民地に落ちておりますので、まず地権者との折衝が必要やと思われまますので、事務局、大変ご苦労さんですけど、よろしく願いいたします。

以上です。

○金田座長

というようなことで、いろいろとご協力いただいたところからのご発言も含めましてご報告をお聞きいただきましたが、何かご指摘いただくようなことはございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○長山

関係者の皆様方のご努力でこういった産業廃棄物の撤去が進み出したわけですが、まだまだいろんな問題があると思うんです。京都府さんのほうで全体をどのぐらいのスパンで、この撤去作業も含めた形で日程計画、目標といいますか、その辺を立てられているのか、お聞かせいただけたらと思いますけど。

○金田座長

いかがでしょう、事務局のほう。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

現在のところ、今やっているところが一番汚いということで、この場所が途中で中途半端になっております。それ自体もどうしても先立つものが、予算がありますし、役所の決まりもありますので、今のところを最優先として対応するということですね。例えば今でも500mやって1,290万ということなんですけども、私どものほうは河川管理者ということですので災害対応を最優先としてやっておるという中で、今後どういった方向で、例えばこのまま税金を使ってやっていくことも含めて、皆さんのご意見も伺いながら対応するというので、鴨川環境保全区域というのは全部で、先ほどの鞍馬川と鴨川の合流点から上のほうに約5kmあるわけなんですけど、そこの状況を全て把握しているわけではございません。

だから、今後、とりあえず今の箇所をやらせていただいといるというふうなことで、計画というよりは、25年の台風18号で出たところで一番ひどいところを、河川管理の一環としてやらせていただいといるというふうなことでございます。

○金田座長

よろしいでしょうか。

○長山

今のお話ですと、今残った部分のところにつきましては、少なくとも今年度の予算の範囲でやろうとされてるのか、さらにもっと先へ延びてしまうのか。その辺のところは、どの辺を目標に置かれているのか。今のお話ではちょっと明確じゃなかったんですけども。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

明確でないというご指摘はもちろんそうなんですけど、先ほど申し上げたように、仮に予算が確保されておったといたしましても、私どもの工事をやるときには、どこから川に入るのかとか、いわゆる土地所有者、今回は、ちょっと繰り返しになって恐縮なんですけども、先ほど申し上げたように、一番効率的に川へ入ってごみを取るときに地権者の方がお一人でした。しかも、行ったら趣旨を非常にご理解いただいて、その場で「わかった。」と。「後片づけだけきれいにしてね。」というふうな形で、もちろん鴨川府民会議のことも申し上げましたけど、ご理解いただいてやったということなんです。いわゆる土地の所有者だけではありませんで、先ほどメンバーの杉江様がおっし

やっていたように、ごみも民地でありますし、河床に入るときもほとんどが民地と言っていいと思います。その辺のところの合意があるので、仮に予算がついたとしてもまず地元の方のご理解とかそういうこともあるので、今申し上げたような形で、相続で16人ぐらいの共有の土地があれば皆様にご説明申し上げないとはいけませんし、そういった形で少しずつ進めていくほうが現実的ではないかなということで、計画というよりは地域の皆様と一緒にってというふうなことで考えております。

以上です。

○金田座長

はい、どうぞ。

○真下

この撤去作業とか清掃作業を何十年来されてるというのは前回の会議から聞いてきたことなんですけど、これは今までに犯人が捕まってるんですか。犯人は捕まらずに、警察も関与し、府・市も関与しながらそのままずっと同じことを繰り返してきて、今、杉江さんが言われたように、清掃した後また投棄されてると。そういうようなことを何十年やってきたというようなことを前回も私は聞いて、その作業をされてる方々には非常に敬意を表するんですけど、それは同じ犯人なのか、あるいはいろんな人がそういうことをやってるのか。そして、ここで税金を1,290万使って、毎年莫大な、我々からしてみたら大きな額ですよ、1,000万円を超える額ですから、そういう作業を繰り返していると。そういう人を放置しておく、そういう会社を放置しておくというようなことがあってはならないと思うんですけど、今まで過去何十年の間に犯人が捕まって警告をしたのか、あるいはどういう措置をとったのか、そういうようなことをしてきたのかどうか、ちょっと一回お聞きしたいですね。

○金田座長

事務局のほう、何かご返答できる部分がありましたら。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

私どものほうは河川管理者でございますので、先ほども言いました、25年の台風で昔に堆積したコン殻が出てきたということで、そこから対応したと。先ほど真下様のおっしゃるとおり、河川法でも河川内にごみをほかした方がいらっしゃったら罰則できる規定が当然ございます。ただ、うちのほうはもちろん捜査機関でもありませんし、とりあえず一義的には河川の維持管理ということでございまして、人が特定できれば、もちろ

んその人にまず一応きれいにしてくださいという権限もございますが、去年の6月4日から、説明させていただいてるように、特定する作業は進めてはおりますけれども、私どもの立場で言うと、現在のところ特定には至っておりません。それで、やむを得ず、河川の管理行為の一環として3月25日からごみを清掃させていただいたということがございます。

私どもとしては以上です。

○真下

過去何十年もずっと投棄をされてきて、犯人は見つからず、ほったらかし。ずっとそんなことをされてきて、犯人は見つかってないわけでしょう。企業がしてるのか誰がしてるのかわかりませんが、そういう放置状態がずっと続いてきて、犯人も見つからず、毎年何千万のお金を使って清掃するわ、ボランティアの方にはご足労をかけてるわ、そういうような状況がずっと何十年も続いてきて、それがいまだにわかりませんと。一人もわからないんですか。どこの企業であるかも。同じことをしている人がおるかもかもしれません。そして、そういうことを何十年と繰り返してるわけでしょう。30年40年。ちょっと私は過去の歴史はわかりませんが、そういうことを放置したままで、そしてフェンスを。

○金田座長

ご発言中ですけど、私の記憶では、今のご発言の中にちょっと誤解が含まれてるような気がするんですが。今までも、毎年そんな1,000万とか2,000万とか使ってそういう作業をしてきたわけではありません。むしろ、今回非常に異例の形でやることができたということです。

○真下

そしたら、今までは放置したままだったわけですね。そういう投棄物があって、ずっとそういう大きなものをぼんと置いたままで、過去何十年と経過してきたわけですね。そういうことですね。

○金田座長

はい、だと思います。それがより事実に近いと思います。

○真下

そしたら、パトロールをされたり清掃をされた後にまた投棄があったと先ほど杉江さんが言われたのは、それは小さなごみなわけですか。またパトロールされて投棄があっ

と言われてるのは。

○杉江

はい。清掃活動、河床清掃をした後のところは基本的には、産業廃棄物というか、そういうものではありません。パトロールの結果というのは、河床清掃してない、いわゆる上流部分についてはもう既にかなり大きなものがほかされております、それはね。ですから、今委員が述べられたように、ずっとほったらかしで、毎回同じことを繰り返してるんかということではないんです。たまたま、埋められていた廃棄物が台風18号で護岸が崩れて出てきたので、今回オール京都で何とか回収しようということに至ったわけです。

以上です。

○真下

ということは、台風の影響でなったということが一つあるということですか。それと、人為的にされたということもあると。両方あるわけですか。

○杉江

もう既に何十年か前か、僕らがもう全然知らんうちに、それこそ私有地に、その土地を誰かに貸したとか、いろんな問題があったと思うんですけども、とりあえず埋められてたところですよ、護岸にね。それは、個人の私有地の中に埋められてて、それが台風18号で削られて出てきたと。それが河床に流れていったということなんですよ。

○真下

そしたら、それは、犯人とかそういう投棄者を罰するような状態の話ではないということですか。

○杉江

いや、埋めた人間とかそれは。私の記憶のあれでは、そういう廃棄物の不法投棄に規制ができたというのは、多分今のそこのごみはそれ以前のごみと僕はちらっとは聞いたんやけど、それ以後にそういうルールができたということを知るとは聞いとるんですけど、京都市さん、その点ちょっとお願いします。

○福井(京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課長)

京都市の廃棄物指導課でございます。

今ちょっと杉江さんがおっしゃっていただいた分ですが、平成9年ごろまでは、自分の土地なり借りた土地で埋め立てすることに関しましては、例えば非常に危険なものを

埋め立てする規制は当時もあったんですが、基本的には、今回出てきております瓦れきとかコンクリート、そういうふうな殻というものを埋め立てすることについては特段の規制はなかった時代がございます。

今回、そういう土地の利用の状況からして、川に接したところから流れてきているのが大半でございますので、恐らくほとんどその法規制がまだなかった、あるいは規制がなかったところに埋め立てたものが流れ出たのではないかと。ですから、川の中に流出している廃棄物がいわゆる不法投棄によって置かれた、あるいは埋められた廃棄物ということではなくて、一応法規制のなかった時代での、要は違法ではないというものが流れ出ていると。

ただ、産業廃棄物そのものがやはり川の中にあるということで、特に漁業の関係の皆さんは当然でございますが、その環境上の問題もあるということで、管理者の京都府さんともいろいろお話をさせていただく中で、今回撤去を進めていただいたということでございます。

金田先生がおっしゃったように、毎年毎年こういう撤去費用をずっと京都府さんのほうで捻出していただいていたわけではございませんでして、あくまで今回の流出が大規模なもので、環境上非常に大きな問題があるんじゃないかということもあって今回、府民会議でもご議論いただく中で、撤去に踏み切っていただいたというものでございます。

一方で、私も同行させていただきましたけども、パトロールして、不法投棄ということで我々が見て、これはいかんなど、フェンスが要るなというふうに言っております廃棄物というのは、あそこを車なりで通った方の中で不心得な方が、そこでちょっと物を捨てると。いわゆる一般廃棄物の類いのものがほとんどだと思いますが、一般家庭の中で出てきた小さな家具とか、そういうものも確かにあります。豊かな自然の中で非常にそぐわないものが捨てられてるという状態は、確かに対策を講じないといかんというふうには思っています。

そういうことで、不法投棄というものと今回の京都府さんでしていただいた廃棄物の撤去とは、ちょっと性質の違うものだということでご理解いただきたいと思います。

○真下

そうすると、整理しますと、今言われたように、産業廃棄物自体の問題はほぼないということですね。ですから、一般人が、家庭のごみとか、中には家具もあるけども、そういうものをほかしてると。そういう人もやはり罰せないけませんね。ですから、今

まで何十年もそういうようなことをしてきた人がもしおるとしたら、その一般家庭の人でも当然処罰をしないかんでね。そういう点で厳しく、警察の方にも協力をお願いして、こういうことばかり議論をしててもほんまに残念なことです。しっかりそういうことをやっていくことが大事と思うので、よろしくお願ひしたいと思ひますね。

○金田座長

はい、どうぞ。

○大原

この看板の資料を見て感じた意見を2つ。これ、今回看板を設置しましたということでもないですし、この後看板を設置しますという議論をしてるわけではないんですが、参考に意見を述べさせてください。

私、2つの視点でこれを見ました。一つは、ハイキングとかサイクリングをしててこの不法投棄をしはる人を目撃したという立場で、そういう視点でこの看板を見たときに、ここにあります「110番通報してください。」とか、僕は目が悪いんで上の黄色い看板がどういう内容なのかちょっとよくわからないんですが、常識的にというか、これまで見たもので言うと、普通にああいうことが書いてあるんやろうなと思うんです。目撃しました、110番します。110番して「どこですか。」、「雲ヶ畑の辺です。」、「雲ヶ畑のどこ、何番目、何丁目、何番地。」、「いや、僕、中京区から来てるからわからへん。」、「えっ、どこ。」、「いや、看板があつて、看板の真ん前じゃなくて、もっとこっちかもしれない。」。それで言うと、今後もし看板をつくらはるという議論のときは、看板に番号を打つとくとか、それよりかもっとこういうふうにしてくださいとかというのがあつたら、すごく便利なんじゃないかなと。看板に番号が振つてあつて、「何番。」と言うと、「この地点は何番です。」とか、「危険地帯1と書いてありますわ。」、「あ、そこやつたらすぐわかるし、飛んでいきますわ。」とか、「何色のこういう車がそこでほかしていかりましたわ。」というようなことが、できるんじゃないかなと思ひました。

もう一つは、捨てる人間の立場になつてこの看板を見ました。家で新しい家具を買つたし、この古いやつを今から捨てようと。子供も大きくなつたからチャイルドシートも要らんしと思つて、捨てに行つたんねんと。山の中へ捨てたらばれへんやろと思つて行きました。この看板を見ました。1,000万円の罰金、「ほお、1,000万円」、「不法投棄のカメラ作動中。どこやろ」みたいな感じで。それは仕方ないことなんですけども。1,000

万円も事実やろうし。

僕は、抜けてるなというか、ここにはないのが——昭和の時代はこれでよかったんかもしれない。ただ、今の時代で言うと、「そのごみは東北部クリーンセンターに持っていったら、100kgまでやったら1,000円で捨てられるで。東北部クリーンセンターの番号はここや。そのまんま捨てたら1,000万円の罰金やで。どっちが得か、よく考えてみよ。」と。そういう意味合いとか、実際に、市や府の人以外で、こっちの一般市民の方で、家庭からちょっと大き目の家具が出たときにどうして処分するか知ってはるかどうか。コンビニへ行ってこんなステッカーをもらって張って、電話して置いといたら400円ぐらいかかるというのを知ってはる人は多いと思います。

この人らは、みんな車に乗ってここまで行ってはる。ちょっと手前で右の指示器を出して200mほど行ったら、東北部クリーンセンターなんですね。ここで100kgまでやったら1,000円で捨てられる。150kgになっても200kgになっても大していきません。それを京都市民の人はほとんど知らない。申しわけないですが、それを河川課の人に言うても。だから、これは市ぐるみで市の部署の垣根を払って、まず京都市民——この人らも一応京都市民やと思うんですよ、片づけた後に軽いものを捨てはった人は。その人らがここまで車で来てるんやったら、1,000万円のリスクを冒すよりか、1,000円で京都市に堂々と捨てるほうが得やと。そんな制度もあるんやと。コンビニでそんなん買って電話して、何日に前出しといてみたいな面倒くさくないんやというのを、できたらもっと、河川課の人というわけではないんですが、河川課というか市ぐるみでそういう世の中をつくれたらなど。

看板を次回新調するようなときは、ちょっとそういうことも入れてみてはどうかという意見です。よろしく申し上げます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

この事業は、環境保全という面から言いますと、まだ本当に緒についたばかりで、いろんなご苦勞をいただいて、ようやく具体的なスタートをすることができたというような感じではないかというふうに思っております。ただ、それを具体的に今度実施していく、あるいは今後のことに対して、今も非常に貴重なご意見をいただいておりますが、フェンスの張り方とか何かについてもいろんな工夫が要ると思いますし、参考にさせていただきたいと思うんですけれども、そういうことで具体的に一步を踏み出したというこ

とのご理解をいただけたらと思います。

残念ながら、どなたかもおっしゃっておいりましたように、この件はきっとこれで済んでしまう話では本当はないんだと思います。また出てくるとは思いますが、折に触れてご報告し、ご意見をいただくということにもしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それで、ちょっと時間が。

はい、どうぞ。

○澤

すいません。今ちょっと不法投棄の話にも行ってたんですけど、今回一番大きい話としては産廃問題の話なんですけど、今ちょっと表面的な意見が多かったと思うんです。僕らは漁業組合として、川の中からほんまに川をすみかにしてる生き物という立場から物を考えたときに、今回の工事でも、やってもうたことはほんまにありがたいし、一歩前に進んで大変うれしいと思うんですけども、施工方法であるとか今後どういうふうにして継続するか。ほんで、やっぱり一番の問題としては、今後再発をどう防止するかというのを考えていかなあかんと思うんですね。

先ほどの話と重複する部分もあるかもしれませんが、まずは工事の方法。今回僕らが見てて思ったのが、産廃を過去何十年もほかされてると、当然掘削して作業を進めるわけですけど、これをしたときに、ここの現場に何が埋まってるかがまずわからないんですよ。ほんなら、わからないまま今回どういう工事の施工がされたかという、水が流れてるところをざあっと機械で掘っていったんですよ。もしこの川の中に何か変なドラム缶に悪い油でも入ってれば、そこからもうかなりの長い距離で生き物に影響するんですよ。これをまず僕が最初に言うたのは、川の底を掘る場合は必ず水を迂回させてドライな状態にして、そういう変なものが流れ出ない、そういう施工方法をやってくださいとさんざんお願いしたんですけども、現実的には川の中をどんどん掘ってしまうというやり方をされた。

で、今回それによって何か生き物が死滅したとかは現実的にはなかったんですけども、今後もし継続していただけるなら、こういう施工をきちりできる、環境意識の高い業者を選ぶとか。業者さんにしても、今までそういう土木をやってきたという意識を持ってはるんで、自分らの施工が正しいという前提でやらはるところが多いと思うんです。これをちょっと一歩立ち戻って、今までの自分たちの施工方法——特に、河川というの

は生き物の家になってるんですよね。こういう状況において、今まで川というのは、普通の地べたと同じように何でも仕上げを平らにするとか、生き物に配慮した工事というのは一切なされてなくて、そういう工事をした業者さんばかりなんですよね。

今回もそういう業者さんが入られて、まず濁りの影響やとか川をなぶったら生態系にどういう影響を与える、こういう知識が全くない。その上に、うちとかに一言相談してもらえば「ああ、これはこうしたほうが環境に優しいよ。」というアドバイスもできるのに、何の相談もなしにどんどん進められていったという現状があって、これはそもそも作業を指示する土木さんのほうの問題もあるやろうし、小まめに打ち合わせをしないような業者の問題もあると思うんですよ。そういう点で、今後継続していただけるなら業者選びというのも何かひとつ方法がないかなというのが1点。

ほんで、今後の継続は、できればうちとしては——この場所は、昔僕らが中学生ぐらいのときには物すごい漁場やったんですよ。いい漁場やということは、生き物がたくさんいたということなんです。ところが、今行っても、魚の一匹釣れないんです。それが昔はもう、僕らが子供のときにでも、とりあえずぱっとさおを持って行って、どんな餌でも、ご飯粒を持っていけば魚が釣れたんですよ、鴨川でね。この現場だけに限らずなんですけど、そういうのを戻したいという意味では、まずはとにかくこういうところを継続してきれいになるようにしてほしい。

ほんで、今回下流側からずうっと工事をされたんですけども、川というのは基本的に上流から下流に流れます。下流からやれば、例えばまた台風18号みたいに水が出ましたと。きれいにしたところにまた殻が載ります。ほな、またそこを掃除するんですかと思うんです。だから、今後の話としては、上流側からやっていただけませんかということの一つをお願いしたい。

それから、もう一回言いますが、今現在まだ産廃がいっぱい野積み状態になっています。それをいかに再発防止するか。擁壁を上げるとか。そもそもとしては、その産廃を全部撤去してもらおうというのが一番なんですけど、これはなかなか現実的に難しいかと思うので、やっぱり擁壁をまずは上げる。こういうのを今後どういうふうにしていただけるのかなというのがあって、ちょっとそこだけお答えいただきたいと思いません。

○金田座長

いかがですか。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

今、漁協さんのほうからご意見いただきました。うちのほうも、入札契約制度、特に今までの経緯がございますので、一方では皆さんが参加できる制度にするというふうな前提で来ておりますけれども、なかなか今おっしゃったような形の——もちろん、うちの仕様書の中には、「配慮してやる」ということで書かせてもらってますし、そういった形で土木事務所のほうは基本的には漁協さんと協力してやっていくというふうなことでございます。ただ、その中で、基本的には工事期間で調整させていただいて、今回もアユの解禁日までにはぜひ終わらせるというようなことで、1カ月前の4月30日に終わらせていただいたと。

今後、私どもといたしますか、建設交通部の工事というのは、もちろんすぐには変わらないと思いますけれども、漁協さんのほうの内容も理解させていただくためにうちのほうにまたお話をさせていただきに来たり、うちのほうも、すぐにできないというのはご理解いただけると思うんですが、情報共有しながら、少しずつそういった観点でも工事が最終的にはできるというふうな形で今後進めさせていただきたいと思います。私どもが仮に参画できた場合には、そういった形で地元の調整とかもできますので、ご協力、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○金田座長

ただいまもお話がありましたように、情報共有しながら十分にご協議をお願いしたいと思います。

私の仕事はタイムキーピングみたいなもので、先を急いで恐縮なんですけれども、議事の2番目に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

先ほども申しましたように、この議事の1番目につきましてはまた改めてご議論いただくことも多いかと思ひます。

(2) 鴨川納涼2015・京の七夕について

○金田座長

2番目は「鴨川納涼2015・京の七夕について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○小林(公益社団法人京都府観光連盟)

私、京都府観光連盟の小林と申します。私のほうからは、資料-2をごらんいただき

ながら、このうち「鴨川納涼」の開催についてご説明させていただきたいと存じます。

「鴨川納涼」につきましては、鴨川の河川美化啓発活動として昭和44年から開催されておりますが、過去45回の実施を経まして、既に京都の夏の風物詩として定着しているところでございます。このイベントにつきましては多数の来場者の皆様に河川愛護・環境保全について改めて考えていただく機会として、また京都府内や全国の郷土を紹介しまして、ふるさとの産品に触れていただきながら府民の方々に交流いただく貴重な機会でございますので、平成26年度からは、これを引き続き継続するという事で、京都府を中心とする鴨川納涼実行委員会が主催しているところでございます。私、その事務局の者として今回ご説明させていただいている次第です。

この開催概要でございますけれども、本年も「鴨川納涼2015」といたしまして8月1日（土）・8月2日（日）に、後ほどご説明があるかと思いますが、「京の七夕」のイベントの冒頭を飾る事業として開催を予定してございます。

この開催場所とその開催内容につきましては、例年と同じ内容となっております。

開催場所につきましては、鴨川三条大橋から四条大橋の間の右岸の河川敷となっております。

また、実施内容でございますけれども、大きく3つに分かれます。1つ目はブースの出展ということになります。ブースにつきましては、河川美化の普及啓発をするブース、染織などの伝統工芸を京都の魅力として発信するブース、それから府内・全国の物産の即売ブース、こうした内容を予定しております。2つ目は友禅流し。これも名物として定着しておりますけれども、実演を予定しております。また、3つ目につきましては、これも例年どおりでございますけれども、ステージを2つ設けまして、この上で郷土の芸能などを演じていただく予定としております。

以上、このような内容でございます。「鴨川納涼」についての説明は以上でございます。

○金田座長

主催者は前回から変わった形になっておりますが、内容としては引き続きということのようでございます。何かご質問などございますでしょうか。・・・よろしいでしょうか。

それでは、例年きちっと準備されてると思いますけれども、不慮の事故が起きないようにどうぞよろしく願いいたします。

どうぞ。

○真下

この行事はいいことやと思うんですけど、今の説明ですと毎年同じようですが、今年の違う点は何でしょうか。違う点というのは、やっぱり進化していかないかんでしょう。行事というのは、同じパターンで同じことをだらだらやったらいいというわけではないので、「ことしはこういうポイントが進化してるポイントですよ。」、「ことしはこれが目玉です。」というのはあるんですか。

○小林（公益社団法人京都府観光連盟）

同じようにやっているだけでは意味がないというご指摘でございますけれども、一つには定着したスタイルというのもございます。それは過去、試行錯誤ありまして定着している部分というのもあり、これを継続して実施するということが大事なものと考えております。本年につきましては、目につかない部分ですが、経費的には昨年よりも削減した内容で実施する予定でございます。それでも皆様のお目に触れる部分につきましては、例年どおり実施できるよう工夫をしていきたいというふうに考えております。

○真下

継続は大事なんですけど、ただ一つでも何か違うポイントをつくっていかないかんでしょう。行事というのは、毎年同じことをやるのもいいんです、いいことは残していけばいいです。ただ、ことしはまだ考えられてないんだったらこれから考えられたらいいですし、まだ考えられてないなら考えてないでもいいですけども、やっぱり、一つこの点を目玉にしたいとか、こういう点を考えていくということ、もしまだ決まってないならばそうしてほしいと思いますね。

○小林（公益社団法人京都府観光連盟）

ご指摘ありがとうございます。そうですね。進化させていきたいというふうに考えております。

○真下

ぜひ1つか2つはよろしく。やっぱり毎年ちょっとずつ何か違う点があるというようなことを考えてやっていただくというのがいいと思いますので、よろしくをお願いします。

○小林（公益社団法人京都府観光連盟）

ありがとうございました。

○金田座長

はい、どうぞ。

○川崎

今のご意見に関連しまして一言述べます。新しいというのは、この資料に書かれてる項目として新しいことをやるという意味と、それから、記載されている項目としては同じ内容でも、例えば竹と光のアート作品展示では、芸術大学の学生が毎年作品展示されますが、毎年全く同じ展示をするのではなくて、アートの部分が変わっていたり、配置が変わっていたりします。実際イベントというのは、実質上は内容が変わってることが多いんですね。そういう意味で、項目として見ると同じように見えますが、実際に内容は生き物のように毎年毎年変わってるということだけは押さえていただきたいと思います。

○金田座長

ほかにご意見ございませんでしょうか。

○杉江

七夕の説明もやってほしい。

○金田座長

あっ、七夕の説明がなかったですね。お願いします。

○四辻（京都府商工労働観光部観光振興課副課長）

失礼いたします。京都府の観光振興課の副課長をしております四辻と申します。「京の七夕」事業につきまして説明させていただきたいと思います。失礼いたします。

この「京の七夕」事業は、今年度6回目を迎えます。通常7月7日の七夕祭りというのが知られておりますが、この「京の七夕」は8月1日から10日間、土曜日からスタートする10日間ということで今年度も開催をさせていただきます。

この主体といたしましては、京の七夕実行委員会という団体を立ち上げまして、ここに書いております各民間、神社庁さん等、鴨川を美しくする会さんのご協力もいただきながら進めております。今年度につきましては、先ほど申しました8月1日からの10日間で、1日目と2日目、8月1日・2日は「鴨川納涼」と同時開催ということで開催させていただきます。

事業の計画といたしましては、堀川会場と鴨川会場の2カ所に分かれて、2カ所同時開催でさせていただいております。堀川会場につきましては、二条城を含みます堀川の押小路通から一条戻橋の遊歩道を活用いたしまして、光によりますライトアップですと

か光のアート作品の展示、願いの短冊の飾りつけ、また二条城での夜間のプロジェクションマッピング等の行事を行っております。一方、鴨川会場ですけれども、こちらが「京の七夕」と「鴨川納涼」の同時開催の会場となりまして、8月1日から行います。これは、鴨川の川べり周辺で竹と灯りの飾りをつけまして、夜のライトアップと光のオブジェ等で皆さんに楽しんでいただくイベントとさせていただいております。河川敷に風鈴灯ですとか大きな七夕飾りなどの飾りとともに、今年は鴨川の川べりに水蒸気で霧のスクリーンをつくりまして、そこに美しい映像を映し出して皆さんに楽しんでいただくというイベントを計画いたしております。詳細につきましては、関係団体さんとも協議の上、詰めているところで、まだでき上がりの予想図等を皆さんにお見せすることはできないんですけれども、今準備を進めているところであります。

ほかに、「舞妓茶屋」と申しまして先斗町の歌舞練場で舞妓さんの踊りとか、甘味を楽しんでいただくイベントですとか計画しております、会期終了後、翌日には鴨川の美化作業を、ボランティアの皆さんのご協力のもと、毎年行っております。

これ以外にも、協賛事業といたしまして、寺院・寺院様のご協力のもと、夜間特別拝観や七夕飾りで盛り上げていただきましたり、周辺の商店街とか京都府内各地域の夏のイベントを「京の七夕」の協賛事業として風鈴灯の飾り等をしていただいて、一緒に七夕のイベントを盛り上げていただいております。

そのほか、環境に配慮した事業といたしまして、京都大学の桂キャンパスの裏にあります放置竹林の伐採と整備をし、ボランティアの皆さんのご協力のもと、その竹を会場で活用するというようなことや、会場では環境に優しい発電機等のご紹介もしております、環境配慮の取り組みもこの一端として進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

ただいまの「京の七夕」事業につきまして、ご質問などありましたら、どうぞ。

○元橋

堀川会場のほうでちょっとお聞きしたいんですが、先ほど真下さんがおっしゃったように、「ことしはこれや」という売りがありませんね。毎年同じ催し物で出ると。今、副座長のほうからもおっしゃいましたけれども、一般市民の方は、「毎年一緒やなあ。」

というような意見がたくさんございまして、「ああ、そうなんかなあ」というのが実感でございます。

それと、堀川のところに天の川のイルミネーションができてますね。あれをもっと倍ぐらいしたらどうやというふうな意見ございまして、それから土日はあそこを歩行者天国にしたらどうやというふうなことも聞いてるんですが、そういうふうなことはお考えになっておられるのでしょうか。

○四辻（京都府商工労働観光部観光振興課副課長）

ありがとうございます。

この事業のマンネリ化を防ぐというようなことは実行委員会のほうでも認識しておりまして、何か新しい工夫ができないかと努力をしているところでございます。一応、新しい提案を毎年いただきたいという実行委員会の思いもありまして、事業者に対しては、プロポーザルの企画提案をいただいた中から選定しているわけではあります。例えば堀川会場につきましては、イルミネーションが倍ぐらいにと、大変天の川が美しいという評判はいただいているんですけども。中の混雑を緩和するとか、あと危険の防止ですとか、いざというときに遊歩道から速やかに抜けていただけるような安全対策も必要ですし、もちろん資金的な予算の関係もございまして、なかなかその中でやりたいことが全てできるというわけではないのが一つでございます。

もう一つ、歩行者天国という話もありましたが、東堀川などで車をとめて歩行者天国にして楽しめないかというような話もあるようです。ただ、警察協議ですとか、もちろん交通面の通行止めの難しさみたいなものも条件がいろいろありまして、限られた条件の中で何とか変わったことができないかというのは事務局のほうも努力をしているところでありますが、なかなか皆さんのお目に触れる中では、毎年一緒のことをしているなというふうに思われるのはやむを得ないといえますか、つらいところございまして、毎年新しいことをしようという努力を今後も続けたいと思います。ありがとうございます。

○元橋

地域の自治体にアイデアを出してほしいとかいうふうな話をすると今おっしゃってましたけども、私どもが住んでる間近の者には自治体からそういう連絡はなかったと思いますが。

それから、私が言うてるのは、土日の時間を決めて、例えばちょうど暗くなって7時

から8時半ぐらいまで歩行者天国にするぐらいは可能じゃないかなと、こういうふう
思うんですが。

○四辻（京都府商工労働観光部観光振興課副課長）

すいません。地域の自治体の方をお願いをしているとは言っておりませんで、こうい
うイベントをされる企業さんに委託をしておりますので、そこから一般公募をいたしま
して企画提案を募集しておりますということです。

○元橋

その企画会社は毎年ずっと同じところですか。

○四辻（京都府商工労働観光部観光振興課副課長）

それは毎年審査をしてるんですけども、堀川会場につきましては、このところ、
結果的に同じ業者に受けていただいております。

○元橋

それが皆マンネリの原因になってるんじゃないでしょうかね。

○四辻（京都府商工労働観光部観光振興課副課長）

それは、同じ業者でも新しい企画を出していただきたいというふうにはいろいろ、お
願いをしてるんですけども、今のところ結果的にこういうことになっているというこ
となので、今のご意見も事務局のほうにも伝えまして、また改善できるようにさせてい
ただきたいと思います。

地域を盛り上げるという意味では、隣の堀川商店街さんにも一部ご協力をお願いした
りということを見せてはいただいているんですけども、先ほど申しましたように、通
行どめの関係はなかなか警察協議が調わないとできないということで、それも含めてご
意見をお伺いして持ち帰りたいと思います。

○元橋

私は毎年見に行ってるんですけども、堀川商店街と三条商店街をお客さんがその期間
中通ってるというのはあんまりないんですよ。道路を隔てますと、道幅が広いので、
あちらのほうをとお帰りになるというお客さんがほとんどないように思いますが、
どうなんでしょうかね。

○四辻（京都府商工労働観光部観光振興課副課長）

そうですね。安全面から、堀川の遊歩道を押小路側から今出川に向かって一方通行の
規制をしております、好きなどころから出て好きなどころへまた入るとい、また逆

走するということができないつくりにしておりますので、どうしても周辺のにぎわいでずとか好きな交差点から向こうの商店街に渡ってというのもしできないこともあります。商店街さんのほうがどれくらいの集客イベントをしていただいているかということにもかかわるかとは思いますが、おっしゃるとおり、確かに遊歩道の中だけでお客さんが散策して、また戻ってしまわれているという現実はあるかと思えます。

○元橋

今、一方通行になっているんですけども、入れるのは御池からだけですよ。

○四辻（京都府商工労働観光部観光振興課副課長）

1カ所ではなくて、間に何カ所かは入るところ、出るところがあるんですけども、それぞれふだんお自由に行き来できるということにはなっていません。

押小路通りから下長者町通りまでの遊歩道で、入口を4箇所、出口を3箇所、出入り自由の箇所を1箇所設けています。また、下町者町通から今出川通までの間は出入り自由となり6箇所の出入口を設けています。

○元橋

堀川の、今の御池のところからおりていって、ずうっと上へ一方通行の方向しか行けないんじゃないですかね。

○四辻（京都府商工労働観光部観光振興課副課長）

北向きは一方通行にしております。

○元橋

その辺のところ、よろしく願いいたします。何せ、府民の方が「うわー、ことはよかったです。」というのが、今時分になってから「また同じやな。」というマンネリでなしに、「ことはよかったな。」という声が聞けるように努力をお願いいたします。

以上です。

○四辻（京都府商工労働観光部観光振興課副課長）

ありがとうございます。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○澤

今話を聞いてた中でも1つあるんですけど、「京の七夕」というのが基本的に京都

府民向けなのか、観光客向けなのか、その対象によって大分変わってくると思うんやけどね。観光の人向けなんやったら、例えば継続して3年ぐらい同じことをやってても、ことし来れへんかった人が来年来はるかもしれんし、ええんかなとか思うのと、「京都市民向けが中心や。」と言わはるんやったら、やっぱり毎年趣向を変えたらいいんちゃうかなと。これは一つ僕の意見として。

ほんで、僕が今ちょっと話したいのは、鴨川会場のほうの3番のウォーターアートプロジェクト。この間ちょっと話に来てもらって僕なりに考えてたんやけど、多分これは今ぐらいの水が流れてることを前提で考えてはると思うんやけども、下手したら8月1日は超渇水の可能性があるんですよね。こういう場合には中止にしはるのか。継続するなら、ちょっと河川の形状を変えるなりして、水をポンプアップするところに寄せなあかんことになるんじゃないかなと思うんですよ。その点どういうふうに考えてはるか、お願いします。

○四辻（京都府商工労働観光部観光振興課副課長）

ウォーターアートプロジェクトにつきましては、今年度初めての試みです。詳細につきましては今河川管理者のほうと協議中ですが、河川の形状を変えるとか大きな工作物を河川に入れるとか、そういうことは避けたいと思っております。また、許可もいただけるとは思っておりませんので、なるべく河川に影響のない形で今計画を進めております。

例えば、万が一本当に渇水で、鴨川の水がもう10cm20cmしかないというようなことになれば、物理的に不可能になることもあり得ると思いますし、それは反対に増水で川の水位が上がって危険な場合は中止になるのと同じように、どうしても避けられない状況になりましたときには、中止も含めてそのときに考えないといけないと思っております。

○澤

今までから議論が出て、新しいこと新しいことと言うてはる中で、これは新しいですよ、ことしから。せやし、漁協としては「水ないんやったら、こんなんやめとけ。」と言わはる人も結構いると思うんやけど、僕としてはできたらやってほしいなと思ってね。ほんで、実際、超渇水やったとしても何とか人力でスコップとかで穴を掘ったりして深いところをつくって、ちょっと土手をつくって流れを変えて、そこへ水を寄せる、その程度のことは一定ええんかなと思うんですよ。まあ、機械を入れて川をなぶるとか、そこまでせなあかんのやったらやめとかはあったらと思うんやけど、その程度ならうちも

協力的に、前向きに考えていこうと思うてますんで、できる限りやる方向で検討ください。

○金田座長

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○大原

ちょっと感じたことを。意見です。

これは「伝統産業や、和装の振興などの観点も含めた。」ということが趣旨になってるんですが、この事業計画の中で和装についてどのくらい触れてるのかなといったとき、友禅流しというのは当然和装のマテリアルになるんですけども、それ以外で舞妓さんが和服着てはるぐらいの感じかなと。これではちょっと弱いんちゃうかなと思って。その辺いろいろ考えてはって、ここに一々書いてないんですと。和装で着てくれたら近所の商店街でジュースを安うしてくれはるとか、京都中のレンタル着物屋さんに、「この日はちょっと割引してあげて、その分、ここの本体の広告に載せてあげるし。」とか。そんなことやってますねんというのやったら、そういうふうに触れてるやろし、もしそんなんがなかったら、そういうのも考えてもらえたらなと思います。

それと、当然いろいろ広告していかはる中で新聞とかにも出るんやと思います。さっきの「新しいアイデアを広く募集しています。」というコメントがその広告の中にあって、どこに電話したらいいんだろじゃなくて、メールアドレスがあったりとか、そういうことがあれば、さっきからおっしゃってることが来年には。で、僕も公募の仕組みはよく知ってますが、プロポーザルで同じ業者がずっとやってる中ででも、そうやって広く市民の人から新しいアイデアが来る、もしくは「それやったら、うちの会社がプロポーザルを出すわ。」というようなことがあって、どんどん進んでいったらいいんじゃないかなと思います。

なので、質問として、この事業計画の中に伝統産業と和装の振興の観点がどのぐらい散りばめられてるのかだけ教えてください。

○金田座長

どうぞ。

○四辻（京都府商工労働観光部観光振興課副課長）

和装の振興につきましては、今年も、計画ですけれども、浴衣でお越しになられた方

について特典をつけております。例えば浴衣でお越しいただいた先着100名の方に、毎日小さな風鈴灯のような、明かりがつくようなちょっとした小さな風鈴をお渡しするとかというような特典を多少つけさせていただいて、浴衣でお越しになって会場を和装で盛り上げていただきたいと思っております。実際、昨年もかなり浴衣でお越しになられるお客さんがふえておまして、それは浴衣のレンタルを気軽に着られるような環境をつくっていただいている民間事業者さんのおかげもあると思いますが、浴衣で来場の方がかなりふえて、そういう特典に並んでいただいたり、記念撮影なんかの特定もつけさせていただいたりしておまして、会場では大変喜ばれているところであります。

あとは、さっきおっしゃいましたように、友禅流しで本当の友禅に身近に触れていただけのような工夫ができないかということで、飾りつけなんかに工夫をしているところであります。

新しいアイデアにつきましては、通常皆様から一般的にメール等で七夕に対する新しいアイデアを募集しますというようなことをしておりませんが、今のところは、おっしゃったような企画提案のときに手を挙げていただける事業者の方に、いろんな工夫をお願いしているところでございます。

○金田座長

ありがとうございました。

それでは、先に進ませていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○土屋

土屋と申します。鴨川府民会議では何度も議論をしました、あれは何て言いましたっけ、ちょっと名前は忘れたんですけど、芸能のメッカ、いわゆる舞台をつくって、お披露目で海老蔵さんが来られたりとか、いろいろプロモーションがあったと思うんですけど、それが今回の鴨川の催しには何も触れられてないんですけども、これはリンクしてないということでございますか。

○金田

全く別ですね。期間も。

○川崎

あります。

○土屋

ありましたかね。

○川崎

あります、資料－２の最後に。

○土屋

ああ、そうですか。わかりました。ちょっとそれに気がつかなかったのでお伺いした次第です。

○金田座長

本当だ。ありますね。一番下にありますね。

○小林（公益社団法人京都府観光連盟）

資料－２の「鴨川納涼」の一番下に「鴨川ふれあい空間ステージ」がございます。

○金田座長

それです。

○土屋

わかりました。

○金田座長

失礼しました。よろしいでしょうか。私も失念しておりました。

（３）鴨川における良好な景観形成について

○金田座長

それでは、議事の３番目でございますが、「鴨川における良好な景観形成について」ということで、要するにエアコンの室外機に対応する話でございますが、事務局のほうからまず説明をお願いいたします。

○井關（京都府建設交通部河川課副課長）

鴨川における良好な景観形成について説明させていただきます。

河川課の井關と申します。座らせていただきます。

資料－３をごらんいただきたいと思います。エアコン室外機に対する景観対策事業としまして、補助金制度を設けております。補助金制度を設ける前からこの鴨川府民会議では報告させていただきまして、実施後１回目の進捗状況も１年ぐらい前の第26回のときに説明させていただいております。それ以降の進捗状況を報告させていただきます。その後ですけれども、ようやく１カ所、スコルピオーネ吉右さんというところで実施していただきました。やり方としましては、塗装、室外機に色を塗ると。塗装して、かつ

府内産木材で目隠しをしていただくと。合計、最大1台4万として20万円ということで交付決定しました。本年3月16日に申請がありまして、交付決定後、完了検査が3月30日。それで、補助金を支払っております。

それまでに至る状況ですけれども、平成26年3月に室外機景観対策補助事業を施行しまして、その後、いろいろと周知を図っておりました。例えば、施工業者に対しましては、森林組合連合会、木材組合連合会、あと塗装工業協同組合といったところに説明しまして、京都市さんのほうにも中京区役所、下京区役所、あと事業者団体としましては、鴨川納涼床協同組合、銅駝高瀬川保勝会、先斗町お茶屋営業組合、先斗町まちづくり協議会、木屋町会。自治会としまして、銅駝学区自治連合会、下京区の天王町・斎藤町・材木町、そういったところには説明させていただきました。

チラシにつきましては資料-3の2枚目についているんですけど、こういったチラシをつくりまして、対象になるようなところに対して全戸配布しておりました。ところが、なかなか進まなかった状況でして、配布用の新聞資料を見ていただきたいんですけども、京都新聞6月9日付朝刊なんですけどもここにも書いてあるとおり、問い合わせはそこそこあったんですが、いざやろうというときに、やはりお店の方がお店の格にふさわしいようなものをつくりたい、単純なものじゃないと。例えば、お店に出入りしている業者に頼むと。そうすると、材木はいいやつ、ヒノキとかそういうような材料で、そしてまた意匠もちょっと凝ったやつ、彫刻したりとか。そうすると、そこそ高くなってくると。一台当たり10万円くらいになるということでした。うちのほうは最初4万円としたのは、普通の府内産木材を使って木目調ですと、大体4万円あったら十分いけると。持ち出しが1万円くらいでいけるということで踏んで、こういう補助金をつくったんですけども。実際になってみると10万円かかりますよということで、二の足を踏むところが多かったということで、なかなか進まなかったわけです。

そういうこともありまして、京都市さんのほうで、市内産木材供給事業というのをしておられましたんで、材木そのものを提供するという補助制度がありましたので、うちのほうと京都市さんのほうと相談させていただきました。それで、京都市さんのほうも昨年7月に、そういうことであれば府・市共同で、府市協調ということで鴨川の景観を守ろうということで、そもそもこの京都市さんの木材供給事業というのは住宅とか店舗が対象やったのを、このエアコン室外機についても対象にしましょうということで快諾していただきました。それ以降、去年の8月からは、興味のある店に京都市と京都府と

合同で説明させていただいておりました。そういう状況下でようやくこのスコルピオーネ吉右さんがやろうということで、していただきまして、これが今回で初めての実施となりました。

その後、今2軒くらい納涼床協同組合のお店の方から問い合わせが来ております。というのは、スコルピオーネさんでこれを見て、これはどういうもんなんやと。京都市の木材供給で、ブランド名で言うと「みやこ杉木（そまぎ）」という材木なんですけども、これでこの程度できるのであればそこそこいいものやなあ。できれば私もしたいので、今は納涼床があるので、なかなか現地で協議できないんですけども、納涼床を解体する10月ころになれば、現地でお店の方、工務店という業者の方、京都府と京都市で現地で縄張りをしながら、どういうものであればどういう値段でできるかというのを協議してやろうかというのを今2軒くらい来てます。

きのうくらいは、匿名やということなんですけども、この新聞を見まして、いいものであれば我々もやりたいと。ただ、物が今のところ見られないんで、スコルピオーネ吉右さんっていうても、こういう形であるんで実際なかなかよく見えないということで、納涼床が終わって納涼床を解体した後、実物を見せてもらって、なるほどと思ったら私もしたいという方が何軒か来ております。ですから、今年の秋ごろからはちょくちょく出てくるかと期待をしているところです。

現在の状況は以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

やはり、どうしても実例が出ないと実際どうなるかということがなかなかわかりませんので、大変いいことだと思いますね。何かご質問。

はい、どうぞ。

○久保

すいません。その納涼床の協同組合の久保でございます。このスコルピオーネ吉右さんの分の交付決定が20万円。これは5台の室外機を1台4万円で最大限の交付をしたということで20万円ということですよ。

○井關（京都府建設交通部河川課副課長）

そうです。

○久保

これは、総工費はどれくらいというのはつかんではりませんか。全額は支給できないことになっていると思うので。

○井關(京都府建設交通部河川課副課長)

はい。木材が幾らかというのはいちよつとわからないんですけども、施工費等全部含めて、大体持ち出しが三、四万でできたということを知っています。

○久保

ああ、そうですか。それと、以前に団体母体から一応そちらのほうにお話をすることで何軒かお声かけをしたことがあって、それが多分できなかったんだろうと思うんですけど、これは先ほどちょっとおっしゃってた府内産材木が高価であったからとか、そういったことが原因だったのか。ちょっと細かいことがわかれば教えていただきたいんですけど。

○井關(京都府建設交通部河川課副課長)

うちのほうで知っているところですけども、やっぱり「お店の風格に合わせたやつを」ということで出入り業者に言うたところ、ちょっと凝ったデザインにしてきたと。ほんで、デザインはあんまり変なデザインですとこちらは合わないとか、京都市さんのほうとも合わないとかいろいろあって。風致地区ということもありましたので。その変更とかして行って、あとは単に縦に格子をするだけじゃなくて、ちょっと彫ったりして鳥の形をつくるとか、そういった形のデザイン化をされたんです。それで、総合的に高くなって10万近くかかると。対お店の方としては、店の前のほうと違くてこれは裏側、まあ言うたら店からすると裏側で、それも床下になりますので、言うても軒下ですよ。その状態です。

中には、それでもやるかなと思うんですけども、お店の中の空調の関係がちょっと悪くなったんで、それに先にお金を使いたいというところもありまして。そういった形で、環境・景観面で京都に協力してやる、協力するというよりもそのお店の方自体も、環境・景観面を見ると私どももちゃんとやらなあかんということは思ってた。前から、そういうことができひんかなということで行政のほうに提案したこともあるくらいやと。だから、そういう意識の高いところもあるんです。そういうような人らが、今はそういうことでお金の面があるんでちょっと待ってほしいなあということでした。ほんで、今回これがありましたんで、実物を見ていただいて、この程度でこんなもんですよという実物を見ていただければ、そういうところのほうも、じゃ、やってやろうかという

形でなろうかというような期待はしておるところです。

○久保

もう一ついいですか。

○金田座長

はい。

○久保

これ、恐らく各私宅、もちろん床の組合の事業者だけじゃなく、間にああいう河川敷に室外機を出してはるところ全て回っていらっしゃると思うんですけど、これは京都府さんだけで回っていらっしゃる。

○井關(京都府建設交通部河川課副課長)

いや、やりたいなというところがあったときは、京都府と京都市の林業振興室というところがあるんですけども、そこと合同で回ってます。

○久保

やりたいとことか何も言わずに、ただ、こう全てのところを。

○井關(京都府建設交通部河川課副課長)

それは、チラシの配布はピンポン鳴らして対象全戸に配布しています。そのとき、おられたらそのとき直接説明してました。おられないところはそのままポストに入れたままの状態です。

○久保

説明を受けたという何軒かの私宅の方から話を聞いたんです。で、「自分のとこ、真っ白けの壁のところ室外機が真っ白やのに、黒う塗ってくれ言われた。」いうて。で、「あほか。」言うて、帰ってもうたって言うてる人があったんですよ。これ、明らかに説明至ってないですよ。せっかくきちとしたことをやろうと思っていらっしゃるんやったら、これは京都府さんだけじゃなく市の方かそれはわかりませんが、その辺のとこをちゃんとやってもらえるように。川のほうもおたくの家のお顔なんですよ。くらの感覚でわかってもらえれば、一般の私宅の方でもやられる方がもっと増えると思うんで、その辺ちょっと提案したいと思います。

○井關(京都府建設交通部河川課副課長)

ありがとうございます。

○金田座長

いかがでしょうか、ほかに。

はい、どうぞ。

○真下

先ほど、ちょっと聞き逃したんですけど、これは一般住宅も店舗を構えてる方も全て対象になるんですね。

○井關(京都府建設交通部河川課副課長)

対象です。

○真下

そしたら、確かにこの資料-3にあるように景観を確保するということですね、裏側の。景観が、やっぱりむき出しであると汚いのでやってもらっているわけですね。そういうことですね。景観ですね。

○井關(京都府建設交通部河川課副課長)

はい。

○真下

そうしたら、例えば木材でやるということであれば、これは例えばそれが希望する全額——ある意味では景観を保持するんであれば、京都府・京都市が連携して強制的にお願いをするということをしていかなければならないのと違いますかね。そして、木目調にするのであれば木目調にして、そしてその中で4万円というのはこれかなり大きな額ですよ、1台4万円というのは。それで、あるとこは、いや、私とこはヒノキをしたいと言われるのであればそれは勝手ですから、その飛び越えた額は出されたらいいですが、本来的にはその景観を今保持する、ずっと歩いているところから見えるところ、今、人がよく通るところですか、地域を一応決めんならんですけども、そういうところを決めて全額補助するというか、1台であれば4万円でおさまる範囲でやってもらおうと、そういう木目調にすると。そして住宅も全て並びはやるような感じにはならないんでしょうかね。

そして、それ以上、お店をやっておられる方で私とこは店の格があるからヒノキにしたいという方は、10万円出されるなら勝手にそれ以上出されたらいいと思うんですけどね。ただ、木目調に統一するとか、何かそうして統一感を持たして、こちらから歩いてても、京都の眺めが、このクーラーが消えていいなと思われるような形でいったほうがいいような。私、これを読んでてそう思うんですけど、どうなんでしょうか。

○井關(京都府建設交通部河川課)副課長

そういったこともありまして、これを制度化する前にこの府民会議でもご報告させていただいているところなんですけども、懇話会というのを設置しましてそこでいろいろとそういったこと、補助の仕方とか金額、景観、どういう形でしたらいいのか。そういったことを含めまして、こういう制度をつくったところです。

規制ですけども、規制してやらなければ罰則のほうに持っていくといいまして、一度にそういうこともできませんので、とりあえずは。また、エアコンの室外機ですので。ほかにも景観いろいろあると思うんです、建物とか。そういったことがあるので段階を追ってやってやると。それで今回は、その前に納涼床をやりまして、納涼床は全部100%よくなりましたんで、じゃ、その次はこの室外機をしようということで、二条から五条の間に区域を区切って指定した上でこれをしています。だから、鴨川全体の景観対策に対しては、段階を追ってやっていくと。今はこの段階ですよというところです。

○真下

それはよくわかりました。段階的にやるということで結構だと思うんですけどね。ただ、規制というのではなしに、やっぱり皆さんに協力してもらおうという姿勢が大事でしょう。規制じゃなしに、一般家庭もこういうむき出しになっていたら景観が悪いでしょうということで、お願いをするという姿勢が大事ですね、規制するんじゃなしに。お願いをするということを基本においてやっていくということをしてもらいたいですね。

○井關(京都府建設交通部河川課副課長)

そのとおりです。お願いをするというのは言われるとおりですので、まずお願いします。で、そのときにインセンティブも与えなあかんのかなということで、補助金もつけているというところです。

○川崎

補助金につきまして、懇談会で金額を決めたときは、どれぐらいの申請がくるかというのをある程度は予測していましたが、実際には正確な数がわからないので試行的にと理解しております。実際には出だしですが、1割程度です。先ほどのご意見も考慮しますと、資料-3の、恐らく一番影響するのはこの補助率のところではないかと思えます。例えば木製で府内産木材以外のところで2分の1以内で1万5,000円ですが、例えば10分の6くらいにして2万円を上限にすれば増えるのではないのでしょうか。また、塗装も結構増えるのではと思いますが、例えば、3分の1以内になっているところで1万円上

限ですが、これ1万5,000円や2万円に上げることも考えられます。そのあたりの補助金額の変更も、まだ1年、2年なので急には制度を変えられないと思いますが、今後、中長期で検討されてはいかがでしょう。

○井關（京都府建設交通部河川課副課長）

それも、今やっていますので、この実施状況を見ながら副座長が言われたような形も考慮して検討していきたいとは思っております。

○金田座長

ありがとうございます。検討を続けてきていただいたのが、ようやく具体的な緒についたという。

どうぞ。

○小林

すいません、一言だけ。すごくいい取り組みだと思しますので、個人的にはどんどん変わっていくといいなと思うんですけれども。個人敷地ですとか公共空間にかかわるすごい難しい部分だと思うので、個人的な敷地ですとか公共空間とか、敷地がいろいろ複雑な部分だと思いますので大変だとは思いますが、提案としてもちょっといいのかわからないんですが、個人さんによっては、なぜ河川側を格子模様にしないといけないのかなという疑問もあると思うんです。

先ほど、この絵も石積みのところにある室外機の上が格子状になるという状態になりますので、河川側から見た景観が、格子であるべきかどうかというのは、一つ疑問が生じると思うんですね。

ですので、鴨川から見た景観はこうあるべきだと思ってこの施策を進めるというストーリー性がちゃんと説得力を持って所有者さん、居住者さんですとか事業者さんに伝わるような伝え方が大事なのかなと思いました。ですので、ぜひ、難しいかもしれないですけどそういう工夫が入ればいいかなと思いました。

○金田座長

ありがとうございます。

実は、私も先日、その気になって室外機ばかり見ながらずっと歩いていましたが。1時間弱しか歩いてませんが、やっぱりそんなふうになるとめっちゃめっちゃ目立ちますね、あれは。とにかくファンが回っているのが、それぞれのものは一定の何かの基準で設置してあるんでしょうけど、設置の単位が小さいですからいっぱいあって、本当に目

立つ状態でした。私はこの新しくできたのを見たわけではないんですけれども、ともかく大変だと思いますが、ご協力が得られて広く対応が進めばいいなと思っております。

今、どなたかご発言、よろしいですか。

はい、どうぞ。

○中村

失礼します。日本野鳥の会の中村です。私は、先生が今おっしゃったように週に1回鴨川の巡視を行っております。で、見ないようにしようと思うんですけども、目がすぐにいってしまうのがこの室外機なんですね。ずっと前から、はっきり言って汚いというか、どう言ったらいいのか、見苦しいなと思いながら鴨川を巡視していたものですから、この話題が上がったときに本当にうれしかったんですね。で、全域の室外機の写真も撮って、どなたか忘れましたが京都府さんにも送ったりもしました。ここに出ています右の棧をしたような感じの状態の、これが一番美しいですね。

それもう一つ、多分お店の方は、お玄関じゃなくてこちらは裏になるんですよ。でも、私たちのように鴨川で仕事をしている者にすればこちらはお玄関なんですよ。ですから、そういう見方をしている者もいるという、そういう市民がいるっていうことをもうちょっと理解していただけたら、この計画はもうちょっと早く進むんじゃないかなと思います。

それと、何かすごく高いですよ。これ、京都府に間伐材いっぱいあるのにそんなんでつくってもこんなに高くつくのかなと。今、ちょうどうちの事務所を改築中なのでいろいろ費用のことが気になるんですけど、ちょっと高過ぎるような気もするんですけど。そんな上等の木でなくても、腐らないような塗料を一応塗っておけばもうちょっと安くできないですかねって思います。鴨川の道は私たちにとっては表通り、お玄関だということをお伝えください。

○井關(京都府建設交通部河川課副課長)

その点につきましては、懇話会のほうでも議論になってまして。当然お店の表側と鴨川のこっち、両方が表側やということをお店の方は当然思うてはるんですけども、両側が表側であるということをはかの一般の住民の方、お店じゃない住民の方にもそういった気運を醸成するような形で、私どものこの補助事業の説明をしていきたいと思っております。

○金田座長 はい、どうぞ。

○大原

一つ質問なんですけども、これ、鴨川というか、府のものというんですかね。河川はどこまで、このスコルピオーネさんの土地はどこまでなのか、その線。もしそれが、この石垣積んだところより若干向こうであって、石垣積んだところの真上が京都府のものであれば、もう一気に京都府がその位置にずらって柵をつくっちゃったらどうなのかなど。ちょっと乱暴な話で申しわけないですけど、70軒に4万円ずつ出させて20万ずつ交付するっていう予算を組んでいるんであったら、70軒分の280万もついでに出したら全部できるんじゃないのかなって、ちょっと思ったりもして。

とりあえず、どこが境界線であるのか。もし、境界線のこっち側に京都府の土地が10cmでも20cmでもあるんなら、そこにもう一気に70軒分この格子、京都府の間伐材でまとめた安い値段で安い業者が、安いかどうかわかりませんが、やって。それを一軒ずつに4万円でしたっけ、3万円でしたっけ、負担してもらいたいからずっと滞ってて。一軒に3万円出してもらったところで、「こっち側では20万円補助するんやで。」って言うつもりであれば、20万円もともと補助する気満々であるわけですよ。そしたら、各軒が3万円出される分もついでに出しちゃってずらっとやれば、物すごく早くきれいに一括してできるのではないかなって。

ちょっと乱暴な意見で申しわけないんですが、ちょっとそれについてお聞かせください。

○井關(京都府建設交通部河川課副課長)

官民境界、河川敷かどうか。それはほとんどの場合が、建物のきわに境界が通ってます。これ、スコルピオーネ吉右さんについては占用許可をとっていただいて、占用料をいただいております。そこで、囲いをしてもらおうと。で、やっています。

今言われたように、一律全部ばんとやると。そういう方法も確かにあろうかと思うんです。それも懇話会でも検討はあったんですけども、一律にしてがあつとやったときにその費用対効果というものもありますし、店によってはちょっとした意匠を指定したいというところも当然ありますので、それぞれいろんなお店がありますから。それを、一律にこんな形ですよっていうのをするとき、デザインするとき、今は単にこの格子だけで、これが全て強制的にこうしますよというのでは、いや、私の店は同じような形でいいのやけどちょっと変えたい、この辺を変えんとふさわしくないとか、そういうこともいろいろありますので。そういうことも踏まえまして、個別にこういった形に今

回はさせていただこうということでした。

ほんで、あと、言うたらあれなんですけど、一応うちが一律にしてしまうと、未来永劫京都府がずっとそれを維持管理していかなあかんということになります。で、今回これでしていただいて、これは先ほど言いましたように、鴨川に面しても両方が表側であって、これをきれいにすると。自分の家の前なんできれいにするという気持ちを醸成できたら、その後につきましては、これを一回補助金出してやりました、8年なり10年もちました、で朽ち果ててきました。そのときに、自主的に自分からやろうということで、そういう気持ちも持ってもらえるようにということでこういう形にしております。

○金田座長

よろしいでしょうか。それでは、特に説明を引き続き熱心をお願いしたいということで、どうぞよろしく願いいたします。

(4) 御菌橋改築事業について

○金田座長

それから、議事は4番目になろうと思いますが、「御菌橋改築事業について」でございます。説明をお願いします。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

失礼します、こんにちは。私、京都市道路建設課担当課長の長尾でございます。本日は、御菌橋改築事業に係る説明のお時間をとっていただきまして、まことにありがとうございます。こちらのほうは、工事を担当させていただきます係長の藤澤でございます。

○藤澤(京都市建設局道路建設部道路建設課)

どうぞよろしく願いいたします。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

座って説明させていただきます。

それでは、本日の主な説明内容は、工事により影響する樹木と、工事により影響する樹木に関する基本的な考え方を説明させていただきたいと思います。

それでは、お手元の資料4をごらんくださいませ。具体的な説明をさせていただく前に、前回の府民会議で御菌橋改築事業の基本的な内容につきましては説明させていただいているところがございますけども、少しお時間がたっていることや、初めてお聞きになる方もおられるかもしれませんので、計画概要などを説明させていただくことをお許しくださいませ。

まず、計画概要でございます。御菌橋は、一級河川鴨川にかかる緊急輸送道路上の橋りょうであり、京都市が平成23年12月に策定した「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」及び地元の皆さんのご要望に基づきまして、事業化が可能になりました。橋長は70m、幅員は23mに拡幅いたします。現在の幅員は10.6m、車道は片側一車線、南側に1.5mの歩道がございます。それを今回の一連の工事で幅員23m、車道は片側二車線、歩道は4.5m、それぞれおおむね2倍にいたします。また、東日本大震災を踏まえまして、耐震などの基準は最新のもので整備させていただくとともに、河川内に整備しております橋脚は現在2つございますけども、それを1つにして河川内の水の流れをスムーズにすることもあわせてさせていただこうと思っております。

次に、橋りょう工事の予定でございます。河川内の工事は、非出水期の10月16日から翌年6月15日の間の比較的雨の少ない時期に施工いたします。また、着手は平成27年秋ごろを予定しておりまして、橋りょう工事の工期は約5カ年で実施したいと思っております。

施工手順は、少し小さな地図で申しわけございませんが、平面図の中ほど、下流側の黄色に着色しております箇所から先に整備いたします。下流側を一次施工として橋台などの下部工事に1カ年、橋桁などの上部工事に1カ年、合わせて2カ年で工事を行います。その際、通行は現在の橋りょうの水色部分を通っていただきます。次に、下流側の橋りょうが完成した後に、上流側の水色に着色している部分につきまして、1カ年で撤去いたします。その際は、完成した黄色部分を通っていただくことで通行は確保しながら、工事のほうは進めたいと考えております。さらに、旧橋が撤去されれば一次施工と同様に下部工事に1カ年、上部工事に1カ年、合わせて2カ年で施工いたします。

次に、前回の会議でご意見をいただきました工事により影響する樹木についてでございますが、凡例にございます緑色の丸が影響を受けない樹木、赤色の丸が影響を受ける樹木でございます。具体的には一次施工の橋りょうの拡幅に伴いまして、黄色に着色しております橋りょうの本体や、現在東側、西側ともにごございますベージュ色に着色している坂路や階段の移設が必要になることから、ケヤキやソメイヨシノ、サトザクラ、シラカシ、トウカエデに影響が出ます。さらに、平成29年度秋ごろに予定しております二次施工についてご説明いたします。現在の橋りょうを撤去する際、及び橋りょう本体の整備をするために工事用進入路が必要になります。資料の上部にオレンジ色に着色しております工事用進入路の整備に伴いまして、ケヤキやイロハモミジに影響が出てしまい

ます。

次に、ページを少しめくっていただきまして3枚目の資料をごらんください。ここには、工事により影響する樹木に関する基本的な考え方について記載しておりますので、説明させていただきます。先ほど説明させていただきましたとおり、工事により影響を受ける樹木につきましては、可能な限り移植を行うことを前提に次の事項を専門家、樹木医等でございますけれども、に1本ずつ検討させました。その結果に基づきまして総合的に判断いたしました。

まずは、移植に必要な準備として次のような内容を検討いたしました。移植に必要な根回し、養生期間ですが、ケヤキなどの大きな樹木は2カ年もの養生を必要とします。さらに根回しが広範囲になり、運搬ができないこともございました。さらに、枝の剪定範囲です。移植には剪定が伴いますが、大きな樹木ほど広い範囲の剪定を必要とし、幹部分を残して骨格となる大きな枝を剪定する必要がございました。また、根回しや剪定に伴う腐朽菌ですが、特にソメイヨシノなどは、根回し等の切り口から菌が侵入して樹木の内部を腐らせてしまう特性もございます。これらの準備段階の検討を踏まえ、移植に伴うリスクとして倒木の危険性、護岸や道路への影響、景観の劣化などの検討結果に基づきまして、移植の可能性を総合的に判断いたしました。

それでは、移植の可否を説明させていただきますので、ページを資料4の1枚目までお戻りください。凡例ですが、移植可能な樹木はピンクの網かけに青の破線で囲んで記載しております。一方、やむを得ず伐採が必要になる樹木は黒色の網かけとして記載しております。

移植する樹木から説明させていただきます。このページ、皆様から向かって右側の中ほどに記載しておりますサトザクラでございますが、移植に必要な剪定により侵入する腐朽菌に対して強いわけではございませんが、樹木が若いため腐朽菌のリスクが少ないこと。剪定を行っても今後の成長に伴い樹形が整い、美観の面でも問題が少ないことなどから、7本すべてを移植可能と判断いたしました。

次に、ほぼ同じ箇所に記載しておりますシラカシでございますが、移植に必要な剪定により侵入する腐朽菌に対して強い特徴を持つため、腐りにくいこと、成長が早いいため移植後の樹形回復が期待できることなどから、移植可能と判断いたしました。

次に西側、ページの左のほうにケヤキ3本を記載しておりますが、どれも大変立派に成長していることから、移植に伴う根回しに長い養生期間を必要とすること、また、根

回しが広範囲になり運搬ができないこと、さらに、骨格となる太い枝の剪定が必要になり自然樹形が崩れ美観が悪くなること、あわせて、道路に近接しているため根回しにより交通規制が必要になり、交通への影響が著しいことから、伐採と判断させていただきました。

次に、ページの中ほどから下部に記載しておりますソメイヨシノでございますが、移植に必要な剪定により侵入する腐朽菌に対して弱く、腐朽菌により枝や幹が腐り、空洞化が生じ、倒木に至る危険性があること、また、西側のソメイヨシノは樹形が悪く、通行人との接触が懸念されることなどから、伐採と判断いたしました。

次にページの右側の上部に記載しておりますイロハモミジでございますが、骨格となる太い枝の剪定が必要になり、自然樹形が崩れ、樹幹が小さくなり美観が悪くなること、道路に接近しているため、根回しにより交通規制が必要になり、交通への影響が著しいことなどから、伐採ということで判断させていただきました。

最後に、ページの右側の下部に記載しておりますトウカエデでございます。移植に必要な剪定により侵入する腐朽菌に対して強い特徴を持ちますが、比較的大きく成長していることから骨格となる太い枝の剪定が必要になり、自然樹形が崩れ、移植後の樹形回復の期待が薄いことなどから、これも伐採と判断させていただきました。参考に、ページの2枚目に対岸から写しましたそれぞれの全景写真を添えております。写真のほうは小さく見にくくて申しわけございません。

以上で、御菌橋改築事業の計画概要及び工事により影響する樹木についての説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございました。

御菌橋を改修するに関連いたしまして、対応が必要な樹木の取り扱いについてご説明いただいたんですけれども、何かご質問などございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○真下

今のご説明、よくわかりましたけどね。シミュレーションを一回、現在の状態と伐採した後、完成したシミュレーションを比較したような、何か映像というか写真をつくって、今はこういうふうになってると。現状全体を写してですね。で、伐採した後はこういうふうな景観になりますよというような説明をしていただくと非常にわかりやすいで

しょうけど、そういうようなことはできないのでしょうか。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

それは、伐採した後の。

○真下

切った後がどうなるのか。そして、将来そこへ新しい樹木をしていくのか。そういうものが何年後にはこういうふうに戻りますよとか。景観がわからないと、伐採することをご説明いただいても、どのような状態になるのか我々ちょっとわからないんですけどね。何か比較対照したようなそういう比較図みたいなものがあれば、ああ、こういうふうになるのかというようなことがよくわかるんですけど、その辺のところはどうなんのでしょうか。

○金田座長

はい、どうぞ。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

まず、南側のほうにつきましては、このケヤキ等につきましては、ちょうど写真で言いますと写真②に当たります。で、右側がケヤキとソメイヨシノっていう形になるんですけど、こちらのほうは先ほどちょっと説明させていただきましたが、今回、拡幅自体が南側の拡幅になりますので、この2本につきましては、橋台なり橋の本体になりますので樹木のほうの補植、戻すことっていうのはもう不可能なんです。ですので、このケヤキとソメイヨシノにつきましては、もうなくなってしまいます。一方で写真①のところでございますが、これはケヤキとイロハモミジそれぞれ2本と1本なんですけど、こちらのほうは工事用進入路でございますので、工事が終わった暁には補植を前提に京都府さんのほうと、どういう形で、いつ、どこに植えていくのかっていうのを今後詰めていきたいと考えています。

○真下

できれば、そういうふうな将来像みたいな図面ができますね。写真でも。予測図みたいなような。そういうようなものを次回でもいいですけど、つくって、今現状は全体像を写していただいて、橋の周辺を写していただいて、こういうようなものが、将来新しい橋をつくった後はこういうふうになるんですよというようなご説明をいただくと、よりわかりやすいんですけどね。ちょっとこれだけでは、ご説明は受けたんですけどわかりにくいような気がします。どれを伐採するどれを伐採しないとか、これを残すとかこ

れを残さないとか言っていただいても、ちょっとイメージがつきにくいですけどね。まあ、きょう即答いただかなくても課題として一回検討していただいて。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

今、将来像というふうにおっしゃいましたけど、いつ時点の将来像というのか、ちょっと私自身イメージが湧いてなくて。

○真下

そしたら、橋ができた段階では木のない状態になってしまいますわけですか。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

そうですね。木のないわけではございませんけども。

○真下

これ、伐採しているから。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

はい。

○真下

そしたら、その図でもいいですけどね。そういう景観にとりあえずはなあって、しかしながら、また植えていくんでいずれはまたこうなりますよという、二段階でもいいんですけどね。そういうようなものを出していただくと、ああ、そういうようになるのかというようにことがわかりやすいんですけど。そんな坊さんになってしまたらおかしいやないかというようなことやったら、ちょっと意見が言えますわね。「ちょっとおかしいん違いますか。」というような、「今一気にそんな切ってしまたらおかしいん違いますか。」というようなことが言えると思うんですけど。その辺の比較図を出していただくと非常にわかりやすいんですけどね。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

改めてもう一回説明しますが、②のほうのこの写真については橋りょう本体がかかってしまいますので、植えかえすといいですか補植というのができませんので、この2本については将来的にもう樹木がない状態になります。で、写真①のほうにつきましては、工事用進入路に伴いまして切りますから、将来的にはこういう形に戻っていくとと思っていただいたら結構かと思えます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○川崎

当方は京都市の御蔭橋の検討委員会に参画しておりました関係から、今のご質問についてはこういう理解をしております。

まず、今のご指摘は、資料の赤い点の範囲周辺の状況において、5年後の橋が完成して護岸周辺の緑化が修景した後にどういうふうな姿になるのかという点だと思います。今の絵は、工事段階の図面です。伐採した木をどのように修景するという点は今はまだ詳細が決まっておらず、絵は描かれてないわけです。この植栽計画が決まった段階で、また橋のデザインも全て決まっているわけではありませんのでこれも決まった段階で描けるようになります。したがって、もう少し時間をかけて5年後の完成した後の景観シミュレーションを作成される予定と理解しております。

ただし、木の場合の景観のシミュレーションは、人工物ほど正確に予測はできませんので、植栽して5年後、10年後に概ねこのような状況になるという絵になると思います。

○真下　そういうことですか。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

すいません、説明が悪く。今、川崎先生からおっしゃっていただいたように、全体像というのは、まだ上部の計画も固まっていないところもございまして、全体像の景観としてどういう形でお示しできるのかというのは、まだ決まってないんです。ただし、京都府さんとも協議をする中で、前回でも鴨川府民会議の中で、「樹木に影響する範囲が出てくるのやったら早い目に言うてくれよ。」というもございましたので、工事に先立ちましてこういう形で説明させていただいたところなんです。

今、先生のほうからもお話がありましたけども、補植についても、どのタイミングで何を植えていくのか。あと、サトザクラやシラカシについても移植は可能ですけども、それをそのまますぐに河川敷に移植ができるかという難しい課題もございまして。場合によっては、どこか京都市の土地なりに移植をしておいて、そこの移植の先で数年たった後に、もし元気な状態になっておれば再移植というのも考えていかないといけません。ですから、今の段階で言えるのは、影響を受ける樹木の中で、やむを得ず伐採してしまうものと移植が可能な樹木について説明させていただいたというふうにご理解いただけたらありがたいです。

○金田座長

ほかにご質問ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○澤

今のお話を聞いていると、結局は人の目から見た都合だけの話をずっとされているんやけども、そもそも河川をひっくり返すわけですよ。これ、橋の工事というのは河川にとって最も負荷が大きいと言っても過言じゃない工事なんです。それにおいて、やっぱりここでもう全く川の生物のことには触れてないですよ。そもそも。川の生物のことはどう考えてはるのか、ちょっと一言お願いします。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

川の生物自体を、生き物等もごぞいますけれども、川の工事ですから、まず橋台等の工事をするときに仕切ったりもしますが、そういった中でご指摘いただいているのは、例えば魚とか濁水の話やと思います。そういうのが少ないような形で何とか施工はしていきたいと思っているんですけども。施工方法につきましては、国土交通省さんが定めておられる架設の方法等を参考につくっていきたいと思っています。

○澤

その中で、この場所というのは、鴨川の中でも結構湧水が湧いている場所として水量が多いんですよ。ほんでそこにしか住んでない生物とかもいて、その湧水というのは当然地下水脈ですよ。そこから出てくるんやけども、そういう湧水とかの、例えばボーリング調査とかをして、いろいろ鉄板打ち込んだりとかしはると思うんやけどね。そういうなんが、ほんまにその湧水をとめてしもうたりとか、そういう影響がないとか、そういう調査はされてますか。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

地下水の湧水調査というのは特にはしてないんです。ボーリングは当然してますけども、それは土の力学的強さであったりとか水位っていうのを確認する調査はしておりますが、地下水の流れがどんな形になっているかというのは今回の工事ではしておりません。

○澤

その辺についてなんですけど、ぜひこれはうちとしてはやってもらいたい。川の生きものというのを、今まで。実際鴨川を見て美しいと、これはきれいな川やと言わはる人はいっぱいいるんやけども、僕らの目から見ると、僕は釣りとかで日本全国結構回っているんですが、生物に対してこんな過酷な川は、日本の中でもまあワースト10に入るぐ

らいじゃないかなと思うんですよ。こんだけ生き物が少ない、特に魚類が少ない川ってよそでは珍しいんですよ。

でも、今の京都において景観とかそういう観光、こればかり、ほんで治水やね、やっぱり第一に。これを優先する余りに、余りにも川の中の生物っていうのをないがしろにしてきて今の現状に至って、ほんで、よう言わはる鴨川の階段状の川ですわ。あれは、魚にとって全く上がれない障害なんですよね。それを、以前竹門理事が来てたときにも、その魚道の話とかいろいろされてたと思うんですけど、やっぱりこういうつくりが何でなされているかなんですけどね。

そういう中で、どんどんまだこれからの工事でも、環境に対して負荷をかけていくと。そのついでに何かできることというのは、当然環境への配慮をしてもらうというのは、これはそもそも人間も生き物として、ほかの生き物に配慮するというのは、こんなもんはもう基本の基本やと思うんですよ。それプラスやっぱり何か、今のサクラの話とか景観についてはようけお金を、費用をかけたはると思うんですよ。

ほんなら、川の中の生物に影響を与えることに対して、この環境負荷の費用というのは全く、今まで僕いろんな工事の話を聞いてても、景観っていう、人間の目で見たとこの都合の予算というのはいろいろと盛り込まれているんですよ。ところが、河川の中の環境ということに関しては、全く予算ゼロです。ほんで、実際ここで、どれほどぶっちゃけた話してええんかわからんけども、工事業者さんなどから協力金とかもいただいたりするんですよ、環境負荷に対してね。それで放流の足しにしてくださいというような形で、くれるところとくれへんところがあります。任意なんでね、あくまで。そういうなんでやってきている部分もあってね。

やっぱり、これはあくまで人間の都合で橋をかけるわけであって、生き物を殺してもいいわけじゃないですよ。ほんで、殺すなら一定やっぱりちゃんと増殖する。うちは漁業法に基づいて増殖の義務を果たしているわけであって、それをみすみす潰されるんですよ、こういう工事というのは。だから、それについての、正直な話、漁業補償だとかやっぱりそういう面も盛り込んでもらいたいのが一つ。

それと、やっぱり生物がまた回復できるような仕上げというのを、どんだけやってもらえるか。この橋を広げはることによって、どういう影響があると言うたら、多分、工事期間だけを考えてはると思うんやけどね。これ、人間でも一緒ですわ。日照権というのがあるのと一緒で、日が当たらんようになるんですよ、この面積。植物を考えてもろ

うたらわかるんやけども、日が当たらへんかったら光合成できないんですよ、植物は。ほんなら苔が死ぬんですよ。ほな、川の中のまず一番底辺の生物というのは、ほとんどが苔とかそういうバクテリアみたいなものを食べているんですよ。ほんなら、そういうものの餌がなくなる。ほんなら、当然そういう虫とかを餌にする魚も減る。この橋がある限り、この影響はもう恒久的に続くんですよ。そういう負荷をもっと真剣に考えてもらわんと。

僕はほとんど経験則で物をしゃべるんで、なかなか難しいんやけども、やっぱりここにそういう生物の専門家というのが、このメンバーの名簿を見ている限りでは生物の専門家っておられないですよ、特に川の中の。ちょっとこういう人らも入れていただけたらなっていうのが、今ちょっと実感として思てるとこなんです。そやし、ちょっとその辺、河川環境についての配慮がもうちょっとできひんかということ、しっかり検討してもらいたいです。

○金田座長

ありがとうございます。

どうぞ。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

すいません。今、お話しさせていただいております、まず一点目の漁業補償の件でございますけども、先ほど言われましたように、今の我々の工事というのは、当然のことながら税金や国の補助も頂戴しながら発注してまいります。そういった状況もございますので、漁業補償ということ言われたとしても、国の基準の範囲の中でしか我々にはできませんので、それは正直に言わせてまいります。

あと、業者の協力金のあるなしというのもおっしゃってましたけど、これも今委員がおっしゃってますように、あくまでも請負業者の社会貢献としての任意の取り組みでございますので、それを役所のほうから必ず協力金を出せということも言えない状況がございますので、そのあたりはご理解いただけたらと思います。

次に、河床への影響ということ言われてましたけど、これにつきましては一定最終の仕上げの際には、どういった形でやれば、例えばワンドができたりとか水の流速が生き物にとっていいのか。あと、治水の面でもいいのかっていうのも、最終的には河川管理者なり、漁協の組合さんのほうにもご協力もさせていただきながら、最終的にはこういう形でやりましようねというのは、調整していきたいと思っております。

それと、地下水への配慮ということをおっしゃってましたけど、今回、仮設として矢板を打っていきますので、できるだけ我々のほうはそういう地下水に影響が出ないような形で矢板っていうのを切っていこうと思ってます。ですので、今委員が言われているように、地下水への影響を最小限にするような努力も我々のほうはしておりますので、あわせてご報告させていただきます。

○金田座長

我々にとっては予測がつかないことも多いんですけども、本日承りましたのは、そういう新しくつくる橋りょうの長さとか幅とか、それからその工事に伴って、堤防の樹木のうちどの部分は伐採せざるを得ないと、どの部分は移植可能だというような話のご説明を受けたわけであります。ただ、先ほど既に副座長のほうからもご指摘がありましたように、その後どうするのかっていうことはまだ何もご意見をお聞きしているわけではありません。ですから、その点につきましてはぜひとも、これは市のほうで考えられる部分もあると思うんですけども、基本的に現在の景観を大事にする形でやるんだとかという方針を決めておいていただいて、その上で具体的にどうするのかっていうのはもうちょっと個別に検討が必要だと思いますが、できればそんなような方向性をはっきりさせておいていただけるとありがたいなと思います。

○川崎

座長のご意見に補足させていただきますが、方向性につきましては検討委員会のほうでも議論いたしました。そこでは鴨川の風致地区でありますので自然と調和して歴史的風致の景観にふさわしい橋をめざすことにしています。上賀茂神社への玄関口として、また周辺の住居や川と北山の自然背景にふさわしい形の橋をめざし、植栽も復元できるところは修景して今までの鴨川の景観のあり方を崩さないようにする方向で検討をいたしております。風致としての位置づけを基本に方針を定めております。

○金田座長

それでは、この件につきましては、現状、具体的に工事段階でどういう形になるだろうということのご説明をいただいたんですけども、ただいまの基本方針のように。

○杉江

座長、ちょっといいですか。

○金田座長

はい、お願いいたします。ちょっと話が中途半端になりますので続けますが。そうい

う風致地区としての意味とか、現状の鴨川沿いの景観の意味というのを重要視していただきまして、その方向で具体的に検討するというので今やっただけだということも承りましたので、その点どうぞひとつよろしく願いいたします。

○杉江

ちょっと一言だけ。実は、今から25年前に、当会としても今の右岸のケヤキのほう27本を、ちょうど10mスパンで植樹させていただいておるんです。そのうちの、今の工事車両の搬出入ということで、右岸の分を2本伐採ということになるんですけども、私はしょっちゅう場所を見ておりますし、よくわかる。せんだってもしろいろと説明も聞いておったんですけども、できればこの委員の方々、特に興味のあるの方々については、どうですか、京都市さんのほうで、現地である程度説明ということをしていただけたらいいかなと思ってるんですけど。そういうことです、よろしく。

○金田座長 どうぞ。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

もちろん府民会議の皆様、委員のご希望があるということでございましたら、我々のほうは現地のほうでご案内するのは全くやぶさかではございませんので、喜んでさせていただきますと思っております。ただ、日程等につきましては、事務局の北野課長なり事務局の皆さんと調整してまいりたいと思います。

○金田座長

日程等を今すぐここで決めるというのは不可能なんですけども、そういうことでございますので、機会がありましたらまた実際にごらんいただきたいと思っております。

(5) 「鴨川四季の日」について

○金田座長

予定の時間がもう来ているんですけども、実は議事の5番目がまだ残っております。よろしく申し上げます。「『鴨川四季の日』について」です。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

鴨川条例担当課長の北野でございます。座って説明させていただきます。

それでは、右上に資料-5と記載しております資料をごらんください。「鴨川四季の日について」でございますけれども、まず、「鴨川四季の日～春～」の実施結果について説明させていただきます。期間は鴨川条例に定める27年4月4日から4月12日に設定させていただきました。主なイベントは、一番下の鴨川茶店への啓発パネルの出展です。

この鴨川茶店は、本日メンバーでご出席の杉江様が所属する鴨川を美しくする会と、同じくメンバーの元橋様が所属する京都鴨川ライオンズクラブが主催されているもので、河川美化の啓発活動として、昭和48年4月に1回目が行われ、41回目となります。資料にありますとおり、平成27年は4月11日、12日に北山大橋と北大路橋、左岸側で行われ、京都府はこの場をお借りして、鴨川条例の啓発パネルなどの展示を行い、800名以上の条例の啓発物品を配布しました。なお、一般来場者は2日間で3,600名とされております。

引き続きまして、裏面をごらんください。今後の「鴨川四季の日～夏～」の取り組み予定でございます。期間は平成27年8月1日から10日でございます。各種イベントということで、まず本日有識者メンバーとしてご出席の久保様が所属する京都鴨川納涼床協同組合の「鴨川納涼床」、あと「祇園祭 神輿洗式」、それと先ほど資料2のほうで、「鴨川納涼2015」と2つの場所での「京の七夕」はそれぞれ説明させていただきました。あと、「大文字五山の送り火」というようなことと、子供たちへの学習会の鴨川の生きもの観察と水質調査ということで6月21日に予定しております。

説明は以上でございます。

○金田座長

何かご質問はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○田中

一番最初のことで申しわけないんですが、いろいろと議論されておりました上流域の廃棄物のことについて、意見を言う機会を失ってしまいましたんですが。

20年あるは25年前からの問題でありまして、これが結局、委員もおっしゃってましたように、どういう人たちが、あるいはどういう業者がというのは、探すのは非常に困難なことで、まず現在となっては不可能なことでございます。たまたま大水ということでこれが川に流れ込んだ。で、産業廃棄物の処理法という法律があるわけなんです、その当時、必ずしも今みたいにきちっとした管理の仕方ができていなかったということも、大きな問題だったわけなんです。それが大水ということで川に出てきたわけで、これは非常に、どうしたらいいかというのは随分前からの問題でございまして、川に落ちたものだから府が何とかせねばならない。しかし、市民からはあちらこちらから公金でもいいのかとかいう意見も出てましたし、府のほうへも多分そういう声もあったのではないかと思います。そうした経緯の中で、非常に苦慮しながら京都府が一所懸命努力さ

れて、一応現在に至ってきれいになったということについては、やはりありがたい、感謝しなければならないと思っております。

それで、結局最終的には、これからどういうぐあいになればいいかという課題が大きくなっていくわけです。実は私これを考えてましてふと思い出したのが、25年前、京都市さんが非常に苦勞された比叡山の大開発というのがございます。これも結局、代執行になったわけなんです、これも業者がわからず、まあ、わかってはいたんですが、できないと。お金がない、後始末ができないということで、市が一所懸命になって、これも代執行したと。まあ、これをふと思い出したんですが、結局、そのときそのときに、やはりみんなが何とかして防いでしていかなければならないという、大きな課題と教訓を残したと私は思っております。

ですから、これからはこういうことがないように、しっかり日々日常的にみんなが、市民もあるいは業者も行政もみんなが一緒になって実行していかなければならないと思っております。改めて感謝したいと思えます。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかに。はい、どうぞ。

○杉江

すいません。ちょっと前向きなことなんですけども。

昨今、かなり京都のほうにも観光客がふえて、いろいろと手前どもの美しくする会のほうにも、鴨川がきれいになったなあというような便りがよく参っております。そこで、一つの提案として、将来においてできれば——鴨川というこの川自体は、御存じのとおり歴史・文化・環境・治水問題、いろんな面の顔を持っております。そういう状況の中で、できれば鴨川検定というのを考えたらどうかなと思います。そして、いろんなプロフェッショナルの各専門家の先生方をお招きして、それに講習をして、そして最終的には、「鴨川案内人」というかな、京都市の観光協会、京都府の観光連盟とかそういうところに所属して、そういった検定を持っておられる方については、それこそ、鴨川の観光案内人という形で、多少なり有償でも鴨川のことでも貢献していただいたらどうかと、こんな思っております。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

鴨川検定という話が出てまいりました。にわかには実現できないとは思うんですけども。

そのほかにも、実は、私が先ほどちょっと申し上げましたが、この府民会議で以前からご発言いただいている内容がありまして、事務局で検討してもらっている点もございます。そのあたりを含めましてちょっと事務局のほうから報告をお願いします。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

今、金田座長からお話がありましたように、3月4日の第29回の開催時にメンバーの杉江様からご提案のありました「鴨川環境基金(仮称)」の取り扱いでございますけど、基金の目的とか基金の管理などを検討中ございまして、次回以降に検討状況を報告させていただきたいというのが1点。

あと、その前の平成26年10月24日の第28回に、本日はご出席いただいておりますけれども、新川教授のほうから、京都府の鴨川条例の見直しの取り扱いということで。もちろん、これは大きな話なんで、次回以降、規制の指導件数などの状況等を報告しながら、改正項目のご意見を聞くという準備を始めるというふうなことだと思っておりますけども。

あと、その他の委員さん、土居さんとか中村さんとか、長山さんとか石川さんとか、小林さんもお意見を去年から出していただいておりますので、その辺も整理して発言していただく機会も設けるというようなことを、今後準備させていただきたいと思っております。

先ほどの御菌橋の改築事業の関係のご意見で、府民会議のメンバーからということなんで。また日と場所をこちらのほうで指定してご案内して、現地集合という形でやらせていただこうと思っておりますので、またご協力よろしく願いいたします。

以上です。

○金田座長

現在、ご検討いただいているんですけども、「鴨川環境基金」などというものを設置して寄付を募って、それでもって鴨川の環境整備に使えるようなお金に充当するというのはいかがでしょうかということで、今、具体的に検討していただいております。これはまだ、もしこういったことを考えるにしても、それを具体的に例えばどのような形で使うのかとか、何に対して使うのかとか、誰が管理してやっていくのかとか、いろんな検討が必要であります。

それから、この鴨川府民会議の設置の背景は鴨川条例でして、鴨川府民会議で鴨川についていろんなことを検討してきていただいているわけです。基本的な変化は余りないんですが、確かに最初に比べると、問題山積という状態から少しは整理してよくなったというところがあるとは思うんですけれども。まあ、そうでないとやってられないっていうところもございますが。

そういうところもございますが、しかしながら、問題が逆に規制以外のところに集中しているというような点があります。例えば、非常に端的な例で言いますと、バーベキューをやって、規制している地域については指導で説明をしてやめてもらうというようなことで。対応は、そこについては少なくなっているんですが、逆に言えば、規制されてないところに集中してしまっているとか。それから、バーベキューそのもののほうも、何か極めて安価な資材がいっぱい売り出されていて、それを全部放置するような形でやられていて、状況が随分変わっているというようなことも耳にしております。したがって、そういったことについてももう少し抜本的に考えないといけないと感じてはおります。

そんなところも含めまして、鴨川条例を少し見直して、さらに意味のある形のものにしたほうがいいのかと思われる部分もありますので、そのあたりの、これは急に決められないので、検討を始めるための準備をぜひともお願いしたいなと思っております。

以上のようなことで、これは今回じゃなくて次回以降のことでございますが、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

本日は予定の時刻をちょっと過ぎてしまいましたけれども。よろしいでしょうか。ぜひもう一言発言したいというのがございましたら。

はい、どうぞ。

○澤

本日、初めてということもあって、最後にちょっと一言しゃべらせてもらいたいですけど。今回、ここへ参加させてもらって、やっぱり思ったのが、皆さん、鴨川の見たい話しかされてないんですよ、結局。中身の話をしているのは僕だけかなという。田中委員も中身の話をされてる、生き物についても詳しいと思うんですけどね。やっぱり、鴨川は見た目が美しいと。そやけど現実的には、中身としてはやっぱり生き物の暮らせへん川になってしまっていると。これをやっぱり改善してほしいというのが一番と、

鴨川というもののいい側面を皆さん見てと思うんやけども、やっぱりその負の面、産廃問題もしかりやけども、生き物に関してもそういう面を皆さんにもうちょっとしっかり理解してもらいたいなと思うんです。

ほんで、僕は京都って日本一の観光都市、正直、世界一の観光都市違うかと思うてるんやけどね。その中で、やっぱりそういう大きな負の面があるというのは、ちょっと恥ずかしい問題やと思うんで、これからもうちょっと環境問題というのもここにもっと大きくテーマとして入れてもらえればどうかなと思てね。観光と環境と、これの融合ができる、この大都市で。そういうモデルケースみたいなんに鴨川がなっていったらうれしいなと思います。

まあ、そんなんで、僕がとりあえず漁業組合の組合長やってる間は、僕自身は漁業組合の組合長ではあるけども、一個人としてとにかく自然が好きで、やっぱり子供のころから見てる鴨川、生き物が豊かやった鴨川がこんだけもう死んでしまってる。これがもう悔しくてならんのです。そやから、漁協以前として僕個人としても、やっぱりこの環境というものにもっと、一回光を当ててもらいたいなと思いますんで、よろしく願いします。

○金田座長

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○富田

すいません。お時間のないところ、手短かに話します。澤さんお一人の発言になってしまおうと思って発言させていただきます。

私自身は映画史が専門なので、今回この鴨川府民会議にお声をかけていただいたのは、やっぱり景観の立場でお声がけいただいたと思うんですね。澤さんがおっしゃっていた、環境が、景観が主なのか、それとも魚や生物にとっての環境を取り戻そうというところを考えているのかという問題提起が、私もきょうすごく響きまして。やっぱり今回のこの最後の資料-5のところにもありますように、水質調査とか生き物観察というのを打ち出しているように、環境というときに、やはりそこで生きている生物、鳥も含めてですけども、そこまでちゃんと取り戻すための美化というのを、もう一回改めて考える必要があるのかなと、きょう私は思いました。

ですので、府民会議の有識者をお声がけしたりするときにも、そういった部分につい

ての本来の専門家にもお声がけするというようなことを考えたりされたほうがいいんじゃないかなと思いました。また、鴨川についてのいろんな工事に関しても、魚ですとか鳥とかに優しいような工事の仕方をするモデルケースになるようなことができれば、府民会議を経た上での工事ということも含めてよいのではないかと思います。

すいません。部外者ですけどもよろしくお願いします。

以上です。

○澤

いえ、ありがとうございます。

○川崎

今のお話をお聞きして、環境と景観や文化という問題に議論が多いのは、都市と川が非常に近いという鴨川の一つの特質だと思います。本日は景観のトピックが多かったのですが、これまでもこの会議では環境についても多くの議論を行ってきています。初めての委員の方はご存知ないかもしれませんが、メンバーには専門家であれば竹門前委員、田中委員、野鳥の会の中村委員など環境に大変造詣の深い委員が参画されています。砂州の扱い、上流部での環境問題、サンショウウオの問題、魚道の設置をはじめ環境に関わる議論についても活発に議論され、これまで決して少ないというわけではありません。これは平成8年の河川法改正にも起因していますが、事務局の方でもこれらの環境問題について真摯に向き合っていただき、たとえば砂州撤去の問題では試行的な調査も数多く報告を受けています。

そのあたりの経緯を踏まえた上で、環境のみならず、治水、景観、文化、利用、流域を含めた幅広い総合的な視点から、鴨川の適切なあり方について議論をしていく、これまで通りの会議の姿勢で進めていただければと思います。

以上です。

○金田座長

どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。はい。

○田中

この御菌橋のことなんですが。工事中の日常的な交通への影響とか、あるいは歩行者への影響とかはどの程度不便さが出てくるのか。あるいは、もう全然不便さはないのか。ちょっとその辺をお聞きしたいのと、この地図によると上賀茂神社の前のロータリーの

ところまで図面に描いてないんですが、この南側はどういうぐあいになるのか、その点だけちょっと教示していただけますか。

○金田座長

どうぞ。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

改めまして、道路建設課です。まず一つには、工事に伴って車道、歩道がどういうようになるのかっていうご質問やと思いますけど。結論から言いますと、現道の交通は確保していこうというふうに思ってます。ただし、工事をさせていただきますから、全く規制がないかというそれは無理がございますので、現道の二車線の通行の車道につきましては通行を確保していこうと思ってます。

あと、堀川通、賀茂川紫竹線って言いますが、この図面でいいますと、ちょうど左下ですね。加茂街道からずっと上がってきたところについては、一車線減るような形になります。あと、鴨川内の園路がございますね。皆さんが鴨川内を歩いていただく部分、それにつきましては通行を確保いたします。ただし、先ほど言いましたように樹木を切らせていただくときとか、あと大型のクレーンをつるときというのは、その下にはなかなか入っていただけないときがございますので、そういう一時的に園路を通過していただけない時期はございますけども、そういう時期を除けばほぼ通行できると思っていただければいいと思います。

それと3点目のところの、このペーパーで言いますところの、上賀茂神社のほうにどういう形で道路がつながっていくのかということですけども、一次施工、二次施工と書いてございます幅員とほぼ同じ形で、上賀茂神社までつながっていくような形です。

○田中

それは今、順調に計画がいったるということですか。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

はい、順調に事業を進めて。

○田中

それから、堤外地については、やっぱり京都府と協議していかなければならない問題がいっぱいあると思うんですね。その辺は協議しておられますか。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

はい。もちろん、管理者側の京都府さんのほうにもご指導いただきながら事業を進め

ているところでございます。

○田中

わかりました。それからもう一点。先ほど委員もおっしゃってたように環境の問題で、これ、環境影響評価まではどうかわかりませんが、一種のアセスメントみたいなものも少しは考えていただけたらありがたいなと思うんですが。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

実は、アセス法に基づくアセスは必要ございませんので、正直あのようなスクリーニングであったりとか、そういった法に基づくようなアセスメントというのは、影響評価というのはしてない状況でございますので、その点をご理解いただけたらと思います。

○田中

よろしく申し上げます。すいません、どうも。

○金田座長

少し時間を超過してしまいましたが、本日も長時間ご議論いただきまして、ありがとうございました。本日の府民会議はこれで終わらせていただきたいと思います。

○徳元(京都府建設交通部理事)

金田先生ありがとうございました。

これをもちまして本日の議事は終了いたしましたので、鴨川府民会議を終了とさせていただきます。

次回の日程につきましては、また事務局のほうで調整をいたしまして、改めてご連絡を差し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、冒頭にも申し上げましたように、この「回収用」と書かれた資料につきましては、持ち帰らずにそのまま机の上に残していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は長時間ありがとうございました。

[午後 4時25分 閉会]